

# 宇治市総合野外活動センター指定管理業務資料集

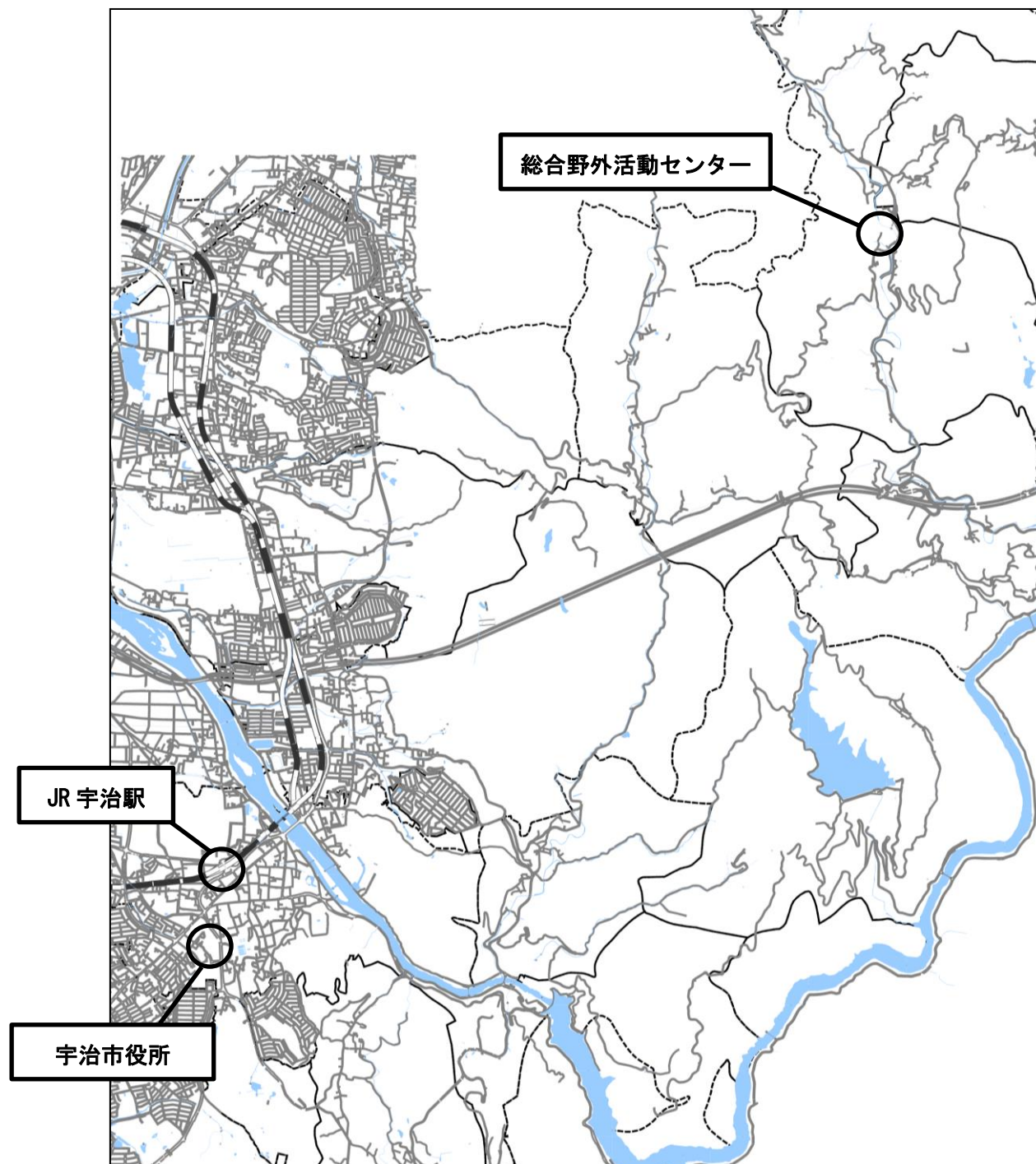
令和 8 年 7 月

宇 治 市

## 内容

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1. 周辺図.....         | 1 |
| 2. 管理区域図 .....      | 2 |
| 3. 主要施設 .....       | 3 |
| 4. 利用状況 .....       | 5 |
| 5. 光熱水費・燃料費.....    | 6 |
| 6. 主な修繕状況.....      | 7 |
| 7. 宇治市加入保険について..... | 7 |
| 8. 施設図面リスト .....    | 7 |

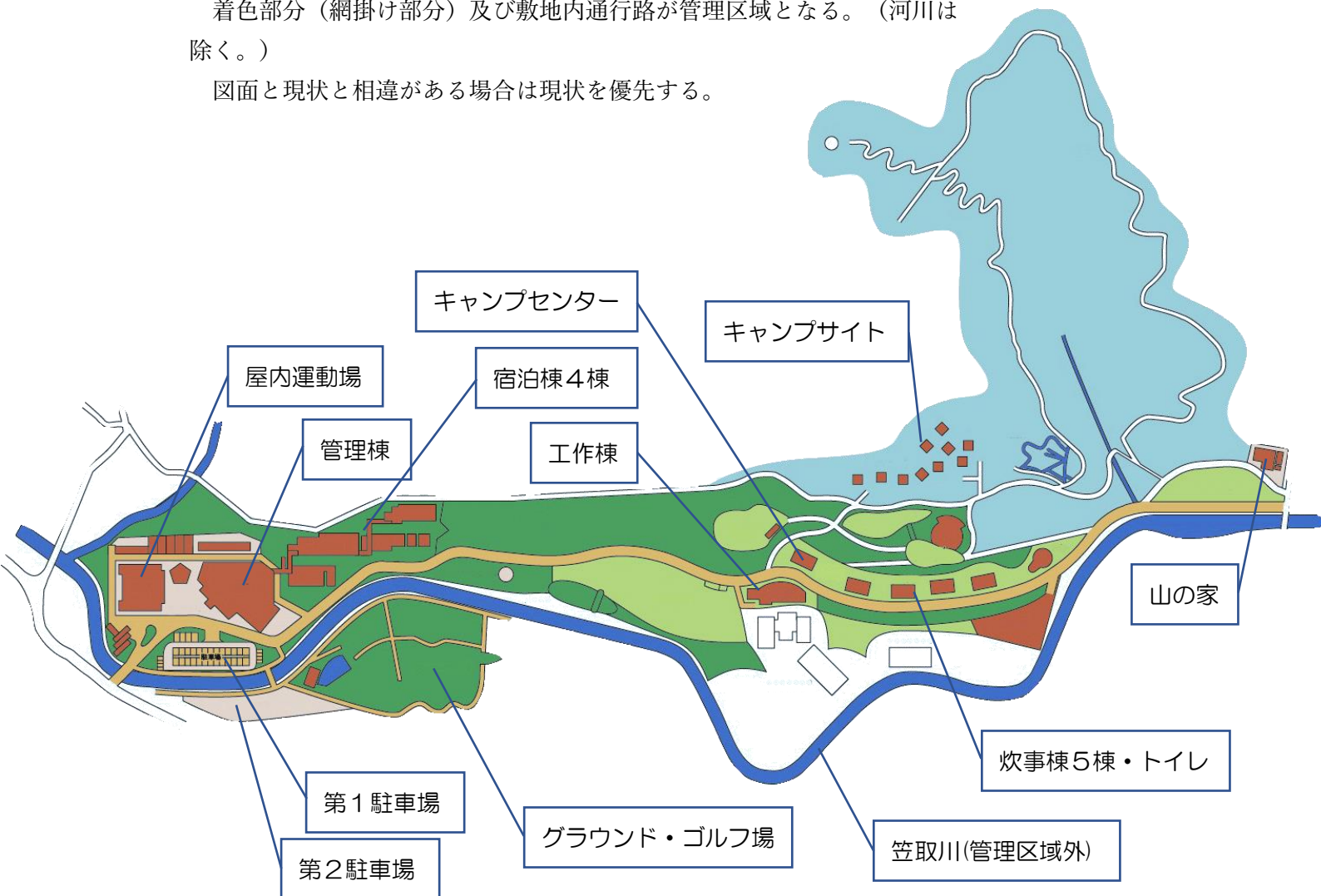
## 1. 周辺図



## 2. 管理区域図

着色部分（網掛け部分）及び敷地内通行路が管理区域となる。（河川は除く。）

図面と現状と相違がある場合は現状を優先する。



### 3. 主要施設

| 施設名      | 概要                 | 建築面積      | 延床面積      |
|----------|--------------------|-----------|-----------|
| 管理棟      | 3階建                | 1,637.96㎡ | 2,827.32㎡ |
|          | 1階                 |           |           |
|          | 2階                 |           |           |
|          | 3階                 |           |           |
| 付属棟      |                    | 182.70㎡   | 182.70㎡   |
| 宿泊棟      | 平屋建4棟              | 1,465.96㎡ | 1,293.35㎡ |
|          | A棟                 |           | 320.71㎡   |
|          | B棟                 |           | 367.30㎡   |
|          | C棟                 |           | 308.74㎡   |
|          | D棟                 |           | 296.60㎡   |
|          | 渡廊下 [ 管～A ]        | 25.75㎡    | 27.75㎡    |
|          | 渡廊下 [ A～B ]        | 25.70㎡    | 60.80㎡    |
|          | 渡廊下 [ B～D ]        | 65.10㎡    | 104.00㎡   |
| 屋内運動場    | アリーナ、更衣室等          | 1,210.14㎡ | 913.27㎡   |
| 野外ステージ   |                    | 70.55㎡    | 142.68㎡   |
| 工作棟      | 工作室、トイレ、多目的トイレ、デッキ | 351.00㎡   | 309.00㎡   |
| キャンプセンター | トイレ、休憩室、テラス        | 160.75㎡   | 130.00㎡   |
| 炊事棟      | 5棟                 | 532.98㎡   | 489.00㎡   |
|          | 炊事場 1              | 120.77㎡   | 112.80㎡   |
|          | 炊事場 2              | 120.77㎡   | 112.80㎡   |
|          | 炊事場 3              | 120.77㎡   | 112.80㎡   |
|          | 炊事場 4              | 120.77㎡   | 112.80㎡   |
|          | 炊事場 5              | 49.9㎡     | 37.80㎡    |
| キャンプサイト  | 常設テント10基           |           |           |
|          | フリーテントサイト          |           |           |
|          | キャンプファイヤー場2か所      |           |           |
| 山の家      | 平屋建1棟（倉庫含む）        | 123.38㎡   | 156.38㎡   |
| 屋外トイレ    |                    | 58.13㎡    | 52.61㎡    |
| ボンベ庫     |                    | 8.70㎡     | 8.70㎡     |
| ゴミ集積場    |                    | 12.69㎡    | 12.69㎡    |
| 生ゴミ処理機置場 |                    | 4.05㎡     | 4.05㎡     |
| 浄化槽上屋    |                    | 30.55㎡    | 30.55㎡    |
| 受水槽・ポンプ室 |                    | 40.03㎡    | 18.14㎡    |

| 施設名          | 概要                           | 建築面積                | 延床面積                        |
|--------------|------------------------------|---------------------|-----------------------------|
| グラウンド・ゴルフ場   |                              |                     | 13,408.00<br>m <sup>2</sup> |
|              | 天然芝、3コース24ホール                |                     |                             |
|              | レストハウス：事務室、倉庫、トイレ、多目的トイレ、テラス | 64.45m <sup>2</sup> | 58.50m <sup>2</sup>         |
|              | 東屋A・B                        |                     | 14.29m <sup>2</sup>         |
|              | レストハウス附属車庫                   | 14.17m <sup>2</sup> | 14.49m <sup>2</sup>         |
| 多目的広場        | 3か所                          |                     | 6,100.00m <sup>2</sup>      |
| 冒険とりで        | フィールドアスレチック                  |                     |                             |
| 川の広場         |                              |                     |                             |
| 観察の森         |                              |                     |                             |
| 散策路          |                              |                     |                             |
| 展望台          |                              |                     |                             |
| オリエンテーリングコース |                              |                     |                             |
| 駐車場          | 約200台（大型バス3台）                |                     |                             |

#### 4. 利用状況

##### <利用者数>

|             |     | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数<br>(人) | 宿泊  | 11,516  | 24,655  | 30,450  | 30,335  | 29,963  |
|             | 日帰り | 34,385  | 53,194  | 59,641  | 66,533  | 66,200  |
|             | 合計  | 45,901  | 77,849  | 90,091  | 96,868  | 96,163  |

※1人1泊の場合、宿泊利用者数は2と集計している。

##### <施設ごとの利用者数>

|             |                | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 | 令和 7 年度 |
|-------------|----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 利用者数<br>(人) | 研修室            | 3,191   | 7,422   | 9,624   | 7,754   | 9,848   |
|             | 屋内運動場          | 9,339   | 15,225  | 18,208  | 16,141  | 15,472  |
|             | 天体観察室          | 1,240   | 2,250   | 3,374   | 3,378   | 2,741   |
|             | 工作棟            | 5,724   | 9,906   | 9,440   | 8,886   | 8,651   |
|             | 野外炊事棟          | 10,045  | 20,918  | 23,578  | 25,122  | 23,182  |
|             | グラウンド・<br>ゴルフ場 | 3,562   | 5,480   | 5,488   | 7,417   | 6,912   |

##### <地域別予約件数>

|             |          | 令和 3 年度 |      | 令和 4 年度 |      | 令和 5 年度 |      | 令和 6 年度 |      | 令和 7 年度 |      |
|-------------|----------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
|             |          | 件数      | (%)  | 件数      | (%)  | 件数      | (%)  | 件数      | (%)  | 件数      | (%)  |
| 京<br>都<br>府 | 宇治<br>市内 | 426     | 24.1 | 685     | 25.2 | 764     | 27.6 | 805     | 25.0 | 787     | 26.5 |
|             | 宇治<br>市外 | 782     | 44.3 | 1,105   | 40.6 | 1,081   | 39.1 | 1,422   | 44.2 | 1,294   | 43.6 |
| 京都府外        |          | 556     | 31.5 | 933     | 34.3 | 920     | 33.3 | 992     | 30.8 | 884     | 29.8 |
| 合計          |          | 1,764   | 100  | 2,723   | 100  | 2,765   | 100  | 3,219   | 100  | 2,965   | 100  |

##### <利用料金収入>

| 令和 3 年度   | 令和 4 年度   | 令和 5 年度   | 令和 6 年度   | 令和 7 年度   |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 12,101 千円 | 24,317 千円 | 30,944 千円 | 31,583 千円 | 31,735 千円 |

##### <条例に基づき、利用料金を2分の1又は無料とした金額>

| 令和 3 年度  | 令和 4 年度  | 令和 5 年度  | 令和 6 年度  | 令和 7 年度  |
|----------|----------|----------|----------|----------|
| 2,695 千円 | 4,508 千円 | 5,133 千円 | 7,205 千円 | 6,962 千円 |

## 5. 光熱水費・燃料費

### <電気>

|                |          | 令和3年度     | 令和4年度      | 令和5年度      | 令和6年度      | 令和7年度      |
|----------------|----------|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 管理棟<br>他       | 使用量(kWh) | 369,918   | 454,279    | 462,232    | 481,612    | 487,877    |
|                | 使用料(円)   | 7,425,147 | 11,552,012 | 11,957,451 | 13,239,955 | 13,102,402 |
| 山の家            | 使用量(kWh) | 3,684     | 4,190      | 4,497      | 4,517      | 4,719      |
|                | 使用料(円)   | 101,387   | 144,826    | 120,194    | 135,380    | 141,632    |
| グラウンド・<br>ゴルフ場 | 使用量(kWh) | 3,934     | 4,161      | 4,560      | 4,300      | 4,199      |
|                | 使用料(円)   | 106,717   | 137,494    | 120,894    | 126,746    | 125,519    |
| 合計             | 使用量(kWh) | 377,536   | 462,630    | 471,289    | 490,429    | 496,795    |
|                | 使用料(円)   | 7,633,251 | 11,834,332 | 12,198,539 | 13,502,081 | 13,369,553 |

### <水道>

|                |         | 令和3年度     | 令和4年度      | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     |
|----------------|---------|-----------|------------|-----------|-----------|-----------|
| 管理棟<br>他       | 使用量(m³) | 4,868     | 7,468      | 7,805     | 8,159     | 8,218     |
|                | 使用料(円)  | 1,441,094 | ※2,292,876 | 2,614,546 | 2,731,333 | 2,747,525 |
| 山の家            | 使用量(m³) | 70        | 117        | 106       | 113       | 106       |
|                | 使用料(円)  | 32,868    | 27,957     | 38,437    | 35,016    | 29,473    |
| グラウンド・<br>ゴルフ場 | 使用量(m³) | 61        | 67         | 74        | 95        | 79        |
|                | 使用料(円)  | 33,000    | 22,880     | 35,090    | 33,755    | 28,710    |
| 合計             | 使用量(m³) | 4,999     | 7,652      | 7,985     | 8,367     | 8,403     |
|                | 使用料(円)  | 1,506,962 | 2,343,713  | 2,688,073 | 2,800,104 | 2,805,708 |

※これとは別に漏水により 297,528 円還付あり

### <灯油>

|        | 令和3年度     | 令和4年度     | 令和5年度     | 令和6年度     | 令和7年度     |
|--------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 使用量(ℓ) | 11,700    | 16,300    | 17,300    | 17,000    | 16,400    |
| 使用料(円) | 1,015,152 | 1,569,700 | 1,699,522 | 1,680,063 | 1,698,488 |

### <ガソリン>

|        | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 使用量(ℓ) | 630.29 | 641     | 616.8   | 685.2   | 601.6   |
| 使用料(円) | 99,469 | 104,927 | 102,267 | 115,522 | 101,181 |

### <LPG>

|         | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   | 令和6年度   | 令和7年度   |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 使用量(m³) | 1,340   | 2,339   | 2,223.3 | 1,914.9 | 2,095.2 |
| 使用料(円)  | 412,781 | 720,412 | 684,240 | 583,541 | 643,387 |



## 6. 主な修繕状況

| 施設名           | 修繕部位          | 修繕内容       | 工事年度            |
|---------------|---------------|------------|-----------------|
| 管理棟<br>屋内運動場  | 特定天井<br>非構造部材 | 耐震改修       | 令和 8 年度<br>(予定) |
| 管理棟<br>(受水槽室) | 機械設備等         | 給水ポンプ改修    | 令和 7 年度         |
| グラウンド・ゴルフ場    | 機械設備等         | 給水ポンプ改修    | 令和 7 年度         |
| 管理棟           | 機械設備等         | 給排気ファン改修   | 令和 6 年度         |
| 管理棟他          | 機械設備等         | 放送設備改修     | 令和 5 年度         |
| 管理棟           | 2F 手すり等       | 手すり及びデッキ修繕 | 令和 4 年度         |

## 7. 宇治市加入保険について

本市では、本市が主契約者となり、「全国市有物件災害共済建物総合損害共済」、「全国市長会市民総合賠償補償保険」、「全国市長会公金総合保険」に加入している。当該保険の内容等について別紙に示す。

## 8. 施設図面リスト

施設図面は以下の通り。図面は別紙に示す。図面と現状と相違がある場合は現状を優先する。縮尺は、印刷の状態により実際とは異なる。

1\_管理棟平面図

2\_付属棟平面図、屋根伏図

3\_宿泊棟平面図

4\_工作棟平面図

5\_炊事場平面図・立面図

6\_キャンプファイヤー平面図・立面図・断面図・屋根伏図・仕上表

7\_屋外トイレ平面図・立面図

8\_山の家間取り

9\_グラウンド・ゴルフ場 コースレイアウト

## 別紙資料

1. 宇治市加入保険

2. 施設図面

# 第1章 保険制度のしくみ

## 1. 保険の構成

本保険は、「全国市長会市民総合賠償補償保険」と称し、次の「賠償責任保険」と「補償保険」の2種類の保険により構成されています。

| 賠償責任保険                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 補償保険                                                                                                                                                           |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>●保険の内容</p> <p>市が所有、使用、管理する施設の瑕疵<sup>かし</sup>や市の行う業務遂行上の過失に起因する事故について、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害に対して、保険金を支払う保険</p> <p>●個人情報漏えい特約</p> <p>個人情報<sup>こじんじょうほう</sup>が漏えいしたこと、またはそのおそれがあることに起因して、市に法律上の賠償責任が生じることによって被る損害とその対応費用に対して保険金を支払う保険</p> <p>●サイバー特約</p> <p>個人・企業情報が漏えいしたこと、サイバー攻撃やその他システムの所有・使用・管理等に起因して、市が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害およびその対応費用に対して保険金を支払う保険</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                | <p>●保険の内容</p> <p>①市が主催、共催する行事等に参加する住民等第三者、②市の管理下で社会奉仕活動を行う団体または住民個人、③市から業務委託を受けた私人が、急激かつ偶然な外来の事故により被災した場合に、市の法律上の賠償責任の有無にかかわらず、市が支払う補償金（見舞金）に対して、保険金を支払う保険</p> |
| <p>●適用される約款</p> <p>①賠償責任保険普通保険約款 (P. 97)</p> <p>②地方自治体特約条項（全国市長会用） (P. 105)</p> <p>③P F A S 危険不担保追加条項（全国市長会用） (P. 109)</p> <p>④地方独立行政法人に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国市長会用） (P. 110)</p> <p>⑤指定管理者に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国市長会用） (P. 111)</p> <p>⑥除染作業に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国市長会用） (P. 112)</p> <p>⑦追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項用）（全国市長会用） (P. 137)</p> <p>⑧業務過誤賠償責任保険普通保険約款 (P. 138)</p> <p>⑨サイバー保険特約条項 (P. 150)</p> <p>⑩サイバー攻撃による対人・対物事故補償追加条項（サイバー保険特約条項用） (P. 165)</p> <p>⑪サイバー保険特約条項の変更に関する追加条項（全国市長会用） (P. 174)</p> <p>⑫制裁等に関する追加条項（サイバー保険特約条項用） (P. 176)</p> <p>⑬個人情報漏えい補償追加条項（サイバー保険特約条項用）（全国市長会用） (P. 177)</p> <p>⑭戦争等不担保追加条項（サイバー保険特約条項用） (P. 181)</p> | <p>●適用される約款</p> <p>①災害補償保険普通保険約款 (P. 116)</p> <p>②スポーツ災害補償特約 (P. 132)</p> <p>③施設災害補償特約 (P. 133)</p> <p>④入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約 (P. 134)</p>            |

全国市長会市民総合賠償補償保険特約書 (P. 91)

※本制度の賠償責任保険は日本国内の事故が対象となります。賠償責任保険については、損害賠償請求が訴訟により提起された場合、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害のみ対象となります。（サイバー特約のみ全世界が適用範囲です。）

※本保険は保険種類に応じた特約条項および追加条項によって構成されています。

## 2. 保険契約者（全国市長会）

本保険は、全国市長会が保険契約者となり、本保険に加入を希望する市をとりまとめ一括して保険会社と契約を行う団体契約となっています。全国市長会は、保険契約者として本保険加入希望市の保険料分担金をとりまとめ保険会社に支払います。

## 3. 被保険者

被保険者とは、事故の際、保険会社に保険金を請求し、これを受け取る権利のある者（賠償事故の場合に先取特権を有する被害者を除きます。）をいいます。本保険の被保険者は次のとおりです。

### (1) 賠償責任保険

#### ① 本保険に加入した市

※社会福祉協議会、観光協会、体育協会等の団体や、地方公営企業等の団体があり、市長等が当該団体の代表者になっている場合がありますが、これらの団体は、市とは独立した別組織体であるため、原則として当該団体の所有・管理する施設及び当該団体固有の業務遂行上もたらされる賠償責任は、本保険の対象とはなりません。（P. 55 質疑応答 問 10 参照）

#### ② 本保険に加入した市が構成員となる一部事務組合・広域連合（市町村で構成されるものにかぎります。以下同様とします。）、合併特例区および地方独立行政法人

※この一部事務組合、広域連合、合併特例区および地方独立行政法人は別途保険料分担金を負担する必要はなく、自動的に賠償責任保険の被保険者になります。

なお、地方独立行政法人は、「地方独立行政法人に関する追加条項（地方自治体特約条項用）（全国市長会用）」に定めるものにかぎります。（P. 110 参照）

#### ③ 「指定管理者に関する追加条項（地方自治体特約条項用）」（P. 111 参照）に掲げる条件を満たす本保険に加入した市の指定管理者

#### ④ 「追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項用）」（P. 137 参照）に掲げる条件を満たす本保険に加入した市から業務委託を受けた私人（有償ボランティアを含む）

※公営企業は対象になりません。

### (2) 補償保険

#### ① 本保険に加入した市

- ② 「全国市長会市民総合賠償補償保険特約書」(P.91 参照) 第 16 条に掲げる条件を満たす本保険に加入した市から業務委託を受けた私人(有償ボランティアを含む)

#### 4. 引受保険会社

本保険は、損害保険会社 4 社(幹事保険会社 損害保険ジャパン株式会社)の共同引受けになります。

共同保険契約では、幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行い、引受保険会社は、各々の引受割合(全国市長会市民総合賠償補償保険特約書参照)に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合には、契約時に約束した保険金・解約返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。災害補償保険(補償保険)は、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合には、保険金・解約返れい金等の 8 割まで(破綻時から 3 か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、賠償責任保険は、損害保険契約者保護機構の補償対象ではありません。

契約の締結、保険料分担金の収受、損害の調査、保険金の支払手続等の事務は原則として、幹事保険会社である損害保険ジャパン株式会社が行います。

取扱代理店は、保険業法に則り、引受保険会社との委託契約に基づき、市からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と締結いただいて有効に成立した契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

本保険制度につきましては、保険契約者の全国市長会、取扱代理店のアーバン企画、引受保険会社(幹事)の損害保険ジャパン株式会社の三者で緊密に連携・運営しています。

#### 5. 保険期間

毎年 4 月 1 日午前 0 時から翌年 3 月 31 日午後 12 時までの 1 年間とします。本保険の対象となる事故は、保険期間中に発生した事故にかぎります。なお、保険期間の途中で加入する場合には、全国市長会が加入申込みを受け付けた日の翌日以降の市が希望する保険開始日の午後 4 時から保険期間終了日の午後 12 時までとなります。

# 約 款

# 全国市長会市民総合賠償補償保険特約書

全国市長会（以下「甲」といいます。）と損害保険ジャパン株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社およびあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以上４社を以下「乙」といいます。）は、全国市長会市民総合賠償補償保険に関し、次のとおり特約書を締結します。

## 第１章 契約に関する事項

### 第１条（保険契約者および被保険者）

- (1) 甲は、全国の各市（特別区の区を含みます。以下「市」といいます。）のうち乙の全国市長会市民総合賠償補償保険（以下「本保険」といいます。）に加入を希望する市をとりまとめ、甲を保険契約者、その加入市または地方自治法（昭和22年法律第27号）第284条2項および3項で定める一部事務組合および広域連合を被保険者とする本保険の申込みを乙に対して行い、乙はこの特約書ならびに賠償責任保険普通保険約款、地方自治体特約条項（全国市長会用）、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、施設災害補償特約、入院医療補償保険金、通院医療補償保険金の支払に関する特約、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項およびこれらに付帯する追加条項の規定に従って、第２章賠償責任保険に関する事項および第３章補償保険に関する事項に規定する保険金を支払います。
- (2) その他、乙が承認するものについては、(1)を準用します。

### 第２条（共同保険）

この特約書に関する乙各社の保険責任分担割合は、別表に掲げるとおりとします。乙各社は、別表に掲げる割合に応じて、連帯することなく単独別個に、保険契約上の権利を有し、義務を負うものとします。

### 第３条（幹事会社）

甲は、この特約書に基づく保険契約（以下「本保険契約」といいます。）について、損害保険ジャパン株式会社（以下「丙」といいます。）を乙の幹事会社とします。丙は、甲または被保険者と本保険契約の締結、保険料分担金の收受、契約証の発行、損害の調査、保険金の支払およびその他本保険契約運営上必要な一切の業務について乙を代表して遂行するものとします。

### 第４条（保険期間）

- (1) 本保険の保険期間は、2026年4月1日午前0時に始まり、2027年3月31日午後12時に終わります。
- (2) (1)に定める保険期間の中途において、市が本保険に加入しようとする場合は、その市の保険期間は、甲が加入申込みを受け付けた日の翌日以降の市が希望する保険開始日の午後4時に始まり、2027年3月31日午後12時に終わります。

### 第５条（契約の種類）

本保険に加入しようとする市は、その市の選択するところに従って、次の契約種類のいずれかに加入するものとします。

| 契約類型            |                |                | A 型                    | B 型     | C 型     | D 型     | E 型     | F 型     |
|-----------------|----------------|----------------|------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 保険金額<br>(支払限度額) | 身体賠償           | 1名につき          | 2,000万円                | 3,000万円 | 5,000万円 | 1億円     | 1億5千万円  | 2億円     |
|                 |                | 1事故につき         | 2億円                    | 3億円     | 5億円     | 10億円    | 15億円    | 20億円    |
|                 | 財物賠償           | 1事故につき         | 1,000万円                | 1,000万円 | 1,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円 | 2,000万円 |
|                 |                | 個人情報漏えいによる損害賠償 | 保険期間中 2億円              |         |         |         |         |         |
|                 | 個人情報漏えいによる対応費用 |                | 1事故 1,000万円、年間 3,000万円 |         |         |         |         |         |
| 免責金額<br>(自己負担額) | 1事故につき         |                | なし                     |         |         |         |         |         |

## 賠償補償保険料率

| 契 約 類 型  |     | 契 約 内 容                                                                                                                              | 保険料分担金率（１年間につき住民１人当たり） |        |        |        |        |        |
|----------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|          |     |                                                                                                                                      | A型                     | B型     | C型     | D型     | E型     | F型     |
| １ 型      |     | 賠 償 責 任 保 険                                                                                                                          | 6.58円                  | 7.08円  | 7.94円  | 9.50円  | 10.80円 | 11.88円 |
| ２ 型      | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>＋<br>死亡・後遺障害補償保険                                                                                                      | 7.48円                  | 7.98円  | 8.84円  | 10.40円 | 11.70円 | 12.78円 |
|          | ２口  |                                                                                                                                      | 8.38円                  | 8.88円  | 9.74円  | 11.30円 | 12.60円 | 13.68円 |
|          | ３口  | ・死亡補償保険金<br>１口100万円とし５口500万円まで                                                                                                       | 9.28円                  | 9.78円  | 10.64円 | 12.20円 | 13.50円 | 14.58円 |
|          | ４口  | ・後遺障害保険金 その程度に応じ後遺障害補償保険金支払区分表に基づき死亡補償保険金の４％～100％                                                                                    | 10.18円                 | 10.68円 | 11.54円 | 13.10円 | 14.40円 | 15.48円 |
|          | ５口  |                                                                                                                                      | 11.08円                 | 11.58円 | 12.44円 | 14.00円 | 15.30円 | 16.38円 |
| ３ 型      | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>＋<br>死亡・後遺障害補償保険                                                                                                      | 8.10円                  | 8.60円  | 9.46円  | 11.02円 | 12.32円 | 13.40円 |
|          | ２口  | ＋<br>入院医療補償保険                                                                                                                        | 9.00円                  | 9.50円  | 10.36円 | 11.92円 | 13.22円 | 14.30円 |
|          | ３口  | 入院日数に応じ<br>１日～15日 ..... 1万円<br>16日～30日 ..... 2万円<br>31日～60日 ..... 3万円<br>61日～90日 ..... 4万円<br>91日以上 ..... 5万円                        | 9.90円                  | 10.40円 | 11.26円 | 12.82円 | 14.12円 | 15.20円 |
|          | ４口  |                                                                                                                                      | 10.80円                 | 11.30円 | 12.16円 | 13.72円 | 15.02円 | 16.10円 |
|          | ５口  |                                                                                                                                      | 11.70円                 | 12.20円 | 13.06円 | 14.62円 | 15.92円 | 17.00円 |
| ４ 型      | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>＋<br>死亡・後遺障害補償保険                                                                                                      | 9.26円                  | 9.76円  | 10.62円 | 12.18円 | 13.48円 | 14.56円 |
|          | ２口  | ＋<br>入院医療補償保険                                                                                                                        | 10.16円                 | 10.66円 | 11.52円 | 13.08円 | 14.38円 | 15.46円 |
|          | ３口  | 入院日数に応じ<br>１日～５日 ..... 1万円<br>６日～15日 ..... 3万円<br>16日～30日 ..... 6万円<br>31日～60日 ..... 9万円<br>61日～90日 ..... 12万円<br>91日以上 ..... 15万円   | 11.06円                 | 11.56円 | 12.42円 | 13.98円 | 15.28円 | 16.36円 |
|          | ４口  |                                                                                                                                      | 11.96円                 | 12.46円 | 13.32円 | 14.88円 | 16.18円 | 17.26円 |
|          | ５口  |                                                                                                                                      | 12.86円                 | 13.36円 | 14.22円 | 15.78円 | 17.08円 | 18.16円 |
| ５ 型<br>① | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>死亡・後遺障害補償保険<br>＋<br>入院医療補償保険                                                                                          | 11.26円                 | 11.76円 | 12.62円 | 14.18円 | 15.48円 | 16.56円 |
|          | ２口  | 入院日数に応じ<br>１日～５日 ..... 1万円<br>６日～15日 ..... 3万円<br>16日～30日 ..... 6万円<br>31日～60日 ..... 9万円<br>61日～90日 ..... 12万円<br>91日以上 ..... 15万円   | 12.16円                 | 12.66円 | 13.52円 | 15.08円 | 16.38円 | 17.46円 |
|          | ３口  |                                                                                                                                      | 13.06円                 | 13.56円 | 14.42円 | 15.98円 | 17.28円 | 18.36円 |
|          | ４口  | 通院医療補償保険                                                                                                                             | 13.96円                 | 14.46円 | 15.32円 | 16.88円 | 18.18円 | 19.26円 |
|          | ５口  | 通院日数に応じ<br>１日～15日 ..... 1万円<br>16日～30日 ..... 3万円<br>31日～60日 ..... 4.5万円<br>61日以上 ..... 6万円                                           | 14.86円                 | 15.36円 | 16.22円 | 17.78円 | 19.08円 | 20.16円 |
| ５ 型<br>② | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>死亡・後遺障害補償保険<br>入院医療補償保険                                                                                               | 12.06円                 | 12.56円 | 13.42円 | 14.98円 | 16.28円 | 17.36円 |
|          | ２口  | 入院日数に応じ<br>１日～５日 ..... 1万円<br>６日～15日 ..... 3万円<br>16日～30日 ..... 6万円<br>31日～60日 ..... 9万円<br>61日～90日 ..... 12万円<br>91日以上 ..... 15万円   | 12.96円                 | 13.46円 | 14.32円 | 15.88円 | 17.18円 | 18.26円 |
|          | ３口  |                                                                                                                                      | 13.86円                 | 14.36円 | 15.22円 | 16.78円 | 18.08円 | 19.16円 |
|          | ４口  | 通院医療補償保険                                                                                                                             | 14.76円                 | 15.26円 | 16.12円 | 17.68円 | 18.98円 | 20.06円 |
|          | ５口  | 通院日数に応じ<br>１日～15日 ..... 5千円<br>16日～30日 ..... 1万円<br>31日～60日 ..... 3万円<br>61日以上 ..... 4.5万円<br>..... 6万円                              | 15.66円                 | 16.16円 | 17.02円 | 18.58円 | 19.88円 | 20.96円 |
| ６ 型<br>① | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>死亡・後遺障害補償保険<br>入院医療補償保険                                                                                               | 15.04円                 | 15.54円 | 16.40円 | 17.96円 | 19.26円 | 20.34円 |
|          | ２口  | 入院日数に応じ<br>１日～５日 ..... 2万円<br>６日～15日 ..... 6万円<br>16日～30日 ..... 12万円<br>31日～60日 ..... 18万円<br>61日～90日 ..... 24万円<br>91日以上 ..... 30万円 | 15.94円                 | 16.44円 | 17.30円 | 18.86円 | 20.16円 | 21.24円 |
|          | ３口  |                                                                                                                                      | 16.84円                 | 17.34円 | 18.20円 | 19.76円 | 21.06円 | 22.14円 |
|          | ４口  | 通院医療補償保険                                                                                                                             | 17.74円                 | 18.24円 | 19.10円 | 20.66円 | 21.96円 | 23.04円 |
|          | ５口  | 通院日数に応じ<br>６日～15日 ..... 2万円<br>16日～30日 ..... 6万円<br>31日～60日 ..... 9万円<br>61日以上 ..... 12万円                                            | 18.64円                 | 19.14円 | 20.00円 | 21.56円 | 22.86円 | 23.94円 |
| ６ 型<br>② | １口  | 賠 償 責 任 保 険<br>死亡・後遺障害補償保険<br>入院医療補償保険                                                                                               | 15.84円                 | 16.34円 | 17.20円 | 18.76円 | 20.06円 | 21.14円 |
|          | ２口  | 入院日数に応じ<br>１日～５日 ..... 2万円<br>６日～15日 ..... 6万円<br>16日～30日 ..... 12万円<br>31日～60日 ..... 18万円<br>61日～90日 ..... 24万円<br>91日以上 ..... 30万円 | 16.74円                 | 17.24円 | 18.10円 | 19.66円 | 20.96円 | 22.04円 |
|          | ３口  |                                                                                                                                      | 17.64円                 | 18.14円 | 19.00円 | 20.56円 | 21.86円 | 22.94円 |
|          | ４口  | 通院医療補償保険                                                                                                                             | 18.54円                 | 19.04円 | 19.90円 | 21.46円 | 22.76円 | 23.84円 |
|          | ５口  | 通院日数に応じ<br>１日～5日 ..... 5千円<br>6日～15日 ..... 2万円<br>16日～30日 ..... 6万円<br>31日～60日 ..... 9万円<br>61日以上 ..... 12万円                         | 19.44円                 | 19.94円 | 20.80円 | 22.36円 | 23.66円 | 24.74円 |
|          | 10口 |                                                                                                                                      | 23.94円                 | 24.44円 | 25.30円 | 26.86円 | 28.16円 | 29.24円 |

#### 第6条（保険料分担金率）

- (1) 本保険の保険料分担金率は、本保険加入時におけるその加入市の住民基本台帳に基づく人口総数（外国人を含みます。）につき、住民1人当たりにつき、前条に規定する契約類型に応じ、乙が定めます。
- (2) 第4条（保険期間）(2)により、保険期間が1年未満となる場合の保険料分担金は、年間保険料に対して月割により計算した額とします。この場合、保険期間に1か月未満の端日数が生じたときは、これを1か月に切り上げて計算します。

#### 第7条（予納保険料）

- (1) 甲は、この特約書の締結と同時に、保険期間に対する予納保険料として、甲乙協議のうえ決定した金額を乙に払い込むものとし、乙は保険期間の終了後にこれを精算するものとします。
- (2) 乙が(1)に規定する予納保険料を受領した場合は、この保険に加入した市の保険料分担金を、甲を通じて乙が受領する以前であっても保険責任を負うものとします。
- (3) 本保険に加入した市は加入依頼した日より1か月以内に保険料分担金を甲に支払うものとします。

#### 第8条（保険料分担金率等の調整）

- (1) この特約書に定める保険金額、保険料分担金率等を改定する場合には、損害率、事故発生頻度を勘案のうえ、甲乙協議してこれを行うものとします。
- (2) (1)の改定は、第4条（保険期間）に定める保険期間の中途においては実施しないものとします。

#### 第9条（約款・特約条項との関係）

この特約書に規定しない事項については、この特約書の規定に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款、地方自治体特約条項（全国市長会用）、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約、施設災害補償特約および入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の支払に関する特約、業務過誤賠償責任保険普通保険約款、サイバー保険特約条項およびこれらに付帯する追加条項の規定を適用します。

#### 第10条（特約書運用上の協議）

甲および乙は、次の①または②に掲げる場合には、この特約書の趣旨に沿って互いに協議し、これを決定するものとします。

- ① この特約書の内容および運用に疑義が生じた場合
- ② この特約書に定めない事態が生じた場合

#### 第11条（特約書の改廃）

- (1) 甲または乙は、必要に応じ相手方に対し、1か月前の書面による通知をもって、この特約書の改廃を申込むことができるものとします。
- (2) (1)の通知に対し、相手方が書面による反対の意思表示をしない場合は、通知期間満了の時に、相手方は特約書の改廃に同意したものとみなします。

#### 第12条（特約書の有効期間）

この特約書の有効期間は、2026年4月1日から2027年3月31日までとします。

### 第2章 賠償責任保険に関する事項

#### 第13条（賠償責任保険の対象範囲）

- (1) 地方自治体特約条項（全国市長会用）（以下「特約条項」といいます。）第1条（事故）に規定する「保険証券記載の自治体施設」とは、被保険者が所有、使用または管理する同特約条項用語の定義に規定する自治体施設のうち②、⑧のうち上水道施設、下水道施設および⑨および公営住宅、官舎等の住宅施設（ただし、居住することを目的に建てられた建物部分にかぎります。）を除くすべての施設の敷地ならびに敷地内の付属施設（施設および付属施設内の動産を含みます。）を含みます。
- (2) 特約条項第1条（事故）に規定する「保険証券記載の業務」とは、被保険者の行う同特約条項用語の



定義に規定する自治体業務のうち②を除くすべてをいいます。ただし、上水道施設の管理業務、下水道施設の管理業務および道路の管理業務は除きます。

- (3) 特約条項第1条（事故）③に規定する「保険証券記載の飲食物またはその他の製品」とは、被保険者が所有、使用または管理する福祉施設、保養施設、放課後こどもプラン（学校管理下で行われる場合を除きます。）、一時保育、学童保育等において提供されたものをいいます。
- (4) サイバー保険契約に規定する対象業務には、サイバー保険特約条項の変更に關する追加条項（全国市長会）の用語の定義に規定する自治体業務のうち上水道施設の管理業務、下水道施設の管理業務は除きます。

### 第3章 補償保険に関する事項

（補償保険にかかる支払責任）

#### 第14条（スポーツ災害補償特約の対象—その1）

- (1) スポーツ災害補償特約第1条（身体の傷害）の「保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは社会教育法に準拠して行う次の活動とします。

##### ① 社会体育活動

スポーツ活動（運動競技および身体運動（キャンプ活動その他の野外活動を含みます。）であって、心身の健全な発達を図るための活動をいいます。）をいい、スポーツ災害補償特約第2条（補償保険金を支払わない場合）のスポーツ活動及び運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュア・スポーツ団体で高等学校・高等専門学校・大学（短期大学を含みます。）の学生・生徒、官公署・会社等の社会人により構成された体育部・競技部・運動クラブ等の団体の構成員が行う、当該団体管理下のスポーツ活動は含まないものとします。

##### ② 社会福祉活動

社会福祉法等に基づいて行われる福祉活動をいいます。

##### ③ 社会文化活動

社会活動、社会福祉活動および第15条に規定する社会奉仕活動以外の文化的活動をいいます。

- (2) (1)の活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、の活動に関して被保険者が主催する行事等に参加中の者とします。ただし、これらの者が公務災害補償またはこれに準ずる補償の適用を受ける場合は除きます。なお、「被保険者が主催する行事等」および「参加中」とは、下記各号の定義に従うものとします。

- ① 被保険者が主催する行事等とは、被保険者が次の要件のいずれかを満たして実施する行事等で、被保険者または被保険者の委託を受けた者の管理下にあるものをいいます。

ア 当該行事等の企画・立案（日時、場所、スケジュール、参加者の範囲等の決定をいいます。）またはこれらへの参画

イ 運営担当者またはスポーツ推進員等の参加または設置

ウ 当該行事等のための特別運営費の支出

- ② 参加中とは、次の間にある場所をいい、行事等に参加するための往復途上を含まないものとします。

ア 行事等に参加するため、被保険者所定の場所・時間に集合し、責任者の指示の下で待機または移動している間

イ 行事等実施中および休憩中

ウ 行事等を終え、被保険者所定の場所・時間に解散のため、責任者の指示の下で待機または移動している間

#### 第15条（スポーツ災害補償特約の対象—その2）

- (1) スポーツ災害補償特約第1条（身体の傷害）の「保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは前条に掲げる活動のほか社会教育法に準拠して行われる社会奉仕活動を含

むものとしします。なお、社会奉仕活動とは被保険者の住民が市の事前の承認を得て、下記のすべての要件を満たして行う、市から依頼を受けた住民のための業務・活動をいいます。

- ① 無報酬で行われる活動であること。
- ② 労力の提供がなされること。
- ③ 団体の管理下あるいは市の管理下で行われるものであること。

- (2) 社会奉仕活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、社会奉仕活動に参加中の者としします。ただし、これらの者が公務災害補償またはこれに準ずる補償の適用を受ける場合は除きます。なお、「参加中」には、社会奉仕活動に参加するための往復途上は含まないものとしします。

**第16条（スポーツ災害補償特約の対象—その3）**

- (1) スポーツ災害補償特約第1条（身体の障害）の「保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中」の活動とは第14条および前条に掲げる活動のほか社会教育法に準拠して私人が行う次の活動を含むものとしします。

- ① 被保険者から業務委託を受けた活動
- ② 被保険者の業務において有償ボランティアとして従事する活動

- (2) (1)の活動に関するスポーツ災害補償特約の補償対象者は、(1)の活動に参加中の私人としします。なお「参加中」には、(1)の活動に参加するための往復途上は含まないものとしします。

（注）私人

地方公務員法及び地方自治体法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づく一般職非常勤職員または同法22条に基づく臨時的任用職員として任用されていたまたは任用することが可能であった個人をいいます。

**第17条（施設災害補償特約の対象）**

施設災害特約第1条（用語の定義）の「保険証券記載の施設」とは公職選挙法等に基づき市の選挙管理委員会が設置した投票所をいい、補償対象者は投票所内の投票者（同行者を含みます。）としします。

**第18条（市民総合災害補償規則）**

この特約書に基づく補償保険に加入した市は、補償保険の内容に合わせて、市民総合災害補償規則を制定するものとしします。

上記のとおり特約書を締結した証として本書5通を作成し、各当事者記名押印のうえ各1通を分有するものとしします。

年 月 日

甲 全 国 市 長 会

乙 損害保険ジャパン株式会社  
(以下全4社)

別表

全国市長会 市民総合賠償補償保険  
保険分担割合

1. 市民総合賠償補償保険

|      |                    |       |
|------|--------------------|-------|
| 幹事会社 | 損害保険ジャパン株式会社       | 70.0% |
|      | 東京海上日動火災保険株式会社     | 15.0% |
|      | 三井住友海上火災保険株式会社     | 8.0%  |
|      | あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 7.0%  |

2. サイバー特約

|                    |     |
|--------------------|-----|
| 損害保険ジャパン株式会社       | 85% |
| 東京海上日動火災保険株式会社     | 5%  |
| 三井住友海上火災保険株式会社     | 5%  |
| あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 | 5%  |

## 賠償責任保険普通保険約款

### ＜用語の定義（五十音順）＞

普通保険約款または特約条項等において、次の用語はそれぞれ次の定義によります。ただし、別途定義がある場合は、その定義によります。

| 用 語                  | 定 義                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 売 上 高                | 保険期間中に被保険者が販売したすべての商品の税込対価の総額をいいます。                                                                                                                                                                                                       |
| 財 物 の 損 壊            | 財産的価値を有する有体物の滅失、損傷または汚損をいい、盗取もしくは詐取されることまたは紛失を含みません。                                                                                                                                                                                      |
| 事 故                  | 特約条項等に記載された事故をいいます。                                                                                                                                                                                                                       |
| 失 効                  | 保険契約の全部または一部の効力を将来に向かって失うことをいいます。                                                                                                                                                                                                         |
| 使 用 人                | 次の①および②に掲げる者をいいます。<br>① 被保険者との間に使用従属関係がある者で、被保険者から賃金の支払いを受けている者<br>② 被保険者の下請負人との間に使用従属関係がある者で、被保険者の下請負人から賃金の支払を受ける者<br>なお、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号）に規定する労働者派遣事業者から被保険者または被保険者の下請負人に対して派遣された派遣労働者は使用人とみなします。 |
| 親 族                  | 6 親等内の血族、配偶者または 3 親等内の姻族をいいます。                                                                                                                                                                                                            |
| 身 体 の 障 害            | 身体の傷害および疾病をいい、これらに起因する後遺障害および死亡を含みます。                                                                                                                                                                                                     |
| 損 害 賠 償 者<br>請 求 権 者 | 事故による身体の障害または財物の損壊について、被保険者が法律上の賠償責任を負担することとなった相手方をいいます。                                                                                                                                                                                  |
| 他 人                  | 被保険者以外の者をいいます。                                                                                                                                                                                                                            |
| 他の保険契約等              | この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。                                                                                                                                                                                           |
| 賃 金                  | 保険証券記載の業務に従事する被保険者の被用者に対して、保険期間中における労働の対価として被保険者が支払うべき金額の総額をいい、その名称を問いません。                                                                                                                                                                |
| 特 約 条 項 等            | 特約条項または追加条項をいいます。                                                                                                                                                                                                                         |
| 入 場 者                | 保険期間中に、有料または無料を問わず保険証券記載の施設に入場を許された総人員をいいます。ただし、被保険者の使用人および被保険者の使用人と世帯を同じくする親族を除きます。                                                                                                                                                      |
| 配 偶 者                | 婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある者を含みます。                                                                                                                                                    |

|             |                                                                                                    |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 反 社 会 的 勢 力 | 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。                           |
| 被 保 険 者     | 保険証券の被保険者欄に記載された者をいいます。                                                                            |
| 保 険 金 額     | この保険契約により補償される損害が発生した場合に、当会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。                                                    |
| 保 険 契 約 者   | 当会社にこの保険契約の申込みをする者であって、この保険契約が成立すれば、保険料の支払義務を負うこととなる者をいいます。                                        |
| 保険契約申込書等    | 保険契約申込書およびその付属書類をいいます。                                                                             |
| 無 効         | 保険契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。                                                        |
| 免 責 金 額     | 支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する被保険者の自己負担額をいいます。                                                            |
| 役 員         | 会社法（平成 17 年法律第 86 号）上の取締役、執行役および監査役ならびにこれらに準ずる者として法令または定款の規定に基づいておかれた者をいいます。ただし、会計参与および会計監査人を除きます。 |
| 領 収 金       | 保険期間中に、保険証券記載の業務によって被保険者が領収すべき税込金額の総額をいい、その名称を問いません。                                               |

### 第 1 条（当会社の支払責任）

当会社は、この普通保険約款に従い、被保険者が事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、保険金を支払います。

### 第 2 条（損害の範囲および責任限度）

(1) 当会社が、保険金を支払う損害の範囲は、次の①から⑥までのいずれかに該当するものにかぎります。

| 名 称             | 損害の内容                                                                       |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------|
| ① 損 害 賠 償 金     | 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金。ただし、損害賠償金を支払うことによって代位取得するものがある場合は、その価額を控除します。      |
| ② 権 利 保 全 行 使 費 | 被保険者が第 16 条（事故の発生）②の義務を履行するために支出した必要または有益であった費用                             |
| ③ 損 害 防 止 費 用   | 被保険者が第 16 条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めるために支出した必要または有益であった費用。ただし⑥の緊急措置費用を除きます。 |

|           |                                                                                                                                                                  |
|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ④ 争 訟 費 用 | 被保険者が当会社の承認を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬または仲裁、和解もしくは調停に関する費用                                                                                                                 |
| ⑤ 協 力 費 用 | 被保険者が第 17 条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の協力のため支出した費用                                                                                                                       |
| ⑥ 緊急措置費用  | 前条に掲げる事故により、他人の身体の障害または財物の損壊について、被保険者が第 16 条（事故の発生）③の損害の発生および拡大の防止に努めた後に賠償責任がないことが判明した場合において、損害の発生および拡大の防止に努めたことによって要した費用のうち、被害者に対する緊急またはやむをえない処置のため、被保険者が支出した費用 |

(2) 当会社の責任は、1 回の事故ごとについて定めます。

(3) 1 回の事故について、当社が支払うべき(1)①の保険金の額は、次の算式によって得られた額とします。ただし、保険証券に記載された保険金額を限度とします。

$$(1)①の損害賠償金の額 - \frac{\text{保険証券に記載された免責金額}}{\text{保険証券に記載された免責金額}} = \text{保険金}$$

(4) 当社は、(1)②から⑥までの費用についてはその全額を支払います。ただし、(1)①の損害賠償金の額が保険証券に記載された保険金額を超える場合は、(1)④の争訟費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$(1)④の争訟費用 \times \frac{\text{保険金額}}{(1)①の損害賠償金の額} = (1)④の争訟費用に対する支払額$$

### 第 3 条（保険適用地域）

(1) 当社が保険金を支払うべき損害は、保険証券適用地域（注）において発生した事故に起因する損害にかぎります。

(2) (1)の規定にかかわらず、保険証券適用地域（注）において発生した事故に係る損害賠償請求が訴訟により提起された場合は、当社が保険金を支払うべき損害は、日本国内の裁判所に提起された訴訟による損害にかぎります。

(3) この普通保険約款に付帯される特約条項等に(1)または(2)と異なる規定がある場合は、その特約条項等の規定に従います。

（注）保険証券適用地域

保険証券の保険適用地域欄に記載の国または地域をいいます。

### 第 4 条（保険金を支払わない場合）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑧までに掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 保険契約者または被保険者（注 1）の故意によって生じた賠償責任
- ② 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注 2）に起因する賠償責任

③ 地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象に起因する賠償責任

④ 被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任

⑤ 被保険者と世帯を同じくする親族に対する賠償責任

⑥ 被保険者の使用人が被保険者の業務に従事中に被った身体の障害によって生じた賠償責任

⑦ 排水または排気（注 3）によって生じた賠償責任

⑧ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

（注 1）保険契約者または被保険者

これらの者が法人である場合は、その役員とします。

（注 2）暴動

群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

（注 3）排気

煙または蒸気を含みます。

### 第 5 条（責任の始期および終期）

(1) 保険期間は、その初日の午後 4 時（注）に始まり、末日の午後 4 時（注）に終わります。ただし、保険期間が始まった後であっても、当社は、保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。

(2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。

（注）午後 4 時

保険証券にこれと異なる時刻が記載されている場合は、その時刻とします。

### 第 6 条（調 査）

(1) 被保険者は、常に事故の発生を予防するために必要な措置を講じるものとします。

(2) 当社は、保険期間中いつでも、(1)の措置の状況を調査し、かつ、その不備の改善を被保険者に請求することができます。

(3) 保険契約者または被保険者が正当な理由がなく(2)の調査を拒んだ場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもってこの保険契約を解除することができます。

(4) (3)の規定は、(2)に規定する拒否の事実のあった時の翌日から起算して 1 か月を経過した場合には適用しません。

### 第 7 条（告知義務）

(1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、保険契約申込書等の記載事項（注 1）について、当社に事実を正確に告げなければなりません。

(2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、保険契約申込書等の記載事項（注 1）について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なるこ



とを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、次の①から⑤までのいずれかに該当する場合には適用しません。

① (2)の事実がなくなった場合

② 当会社が保険契約締結の際、(2)の事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合。なお、当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

③ 保険契約者または被保険者が、事故が生じる前に、保険契約申込書等の記載事項（注1）につき、書面をもって訂正を当会社に申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、当会社は、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるにかぎり、これを承認するものとします。

④ 当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または保険契約締結の時の翌日から起算して5年を経過した場合

⑤ (2)の事実が、当会社が保険契約締結時に交付する書面において定めた危険（注2）に関する重要な事項に関係のないものであった場合。ただし、他の保険契約等に関する事項については(2)の規定を適用します。

(4) 事故が生じた後に(2)の規定による解除がなされた場合であっても、第9条（保険契約の解除）(4)の規定にかかわらず、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、(2)の事実に基づかず発生した事故による損害については適用しません。

（注1）保険契約申込書等の記載事項

他の保険契約等に関する事項を含みます。

（注2）危険

損害の発生の可能性をいいます。

#### 第8条（通知義務）

(1) 保険契約締結の後、保険契約申込書等に記載された事項の内容に変更を生じさせる事実（注1）が発生した場合は、保険契約者または被保険者は、事実の発生がその責めに帰すべき事由によるときはあらかじめ、責めに帰すことのできない事由によるときはその発生を知った後、遅滞なく、その旨を当会社に申し出て、承認を請求しなければなりません。ただし、その事実がなくなった場合は、当会社に申し出る必要はありません。

(2) (1)の事実がある場合（注2）は、当会社は、その事実につ

いて承認請求書を受領したと否とを問わず、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) (2)の規定は、当会社が(2)の規定による解除の原因があることを知った時の翌日から起算して1か月を経過した場合または(1)の事実が生じた時の翌日から起算して5年を経過した場合には適用しません。

(4) (1)に規定する手続がなされなかった場合は、当会社は、事実の発生が保険契約者または被保険者の責めに帰すべき事由によるときは(1)の事実が発生した時、責めに帰すことのできない事由によるときは保険契約者または被保険者がその事実の発生を知った時から当会社が承認請求書を受領するまでの間に生じた事故による損害に対しては、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(5) (4)の規定は、次の①または②の場合には適用しません。

① (1)の事実が発生した場合において、変更後の保険料が変更前の保険料より高くならなかった場合

② (1)の事実に基づかず発生した事故による損害である場合

（注1）保険契約申込書等の記載事項の内容に変更を生じさせる事実他の保険契約等に関する事実については除きます。

（注2）(1)の事実がある場合

(5)①の規定に該当する場合を除きます。

#### 第9条（保険契約の解除）

(1) 保険契約者は、当会社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(2) 当会社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当会社にこの保険契約に基づく保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のアからオまでのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ、その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

- ④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当会社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(3) 当会社は、被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当する場合には、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注）を解除することができます。

(4) 保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じません。

(5) (2)または(3)の規定による解除が事故の発生した後になされた場合であっても、(4)の規定にかかわらず、(2)①から④までの事由または(3)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による損害に対しては、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

(6) 保険契約者または被保険者が(2)③アからオまでのいずれかに該当することにより(2)または(3)の規定による解除がなされた場合には、(5)の規定は、次の損害については適用しません。

- ① (2)③アからオまでのいずれにも該当しない被保険者に生じた損害  
② (2)③アからオまでのいずれかに該当する被保険者に生じた法律上の損害賠償金の損害

(注) この保険契約

被保険者が複数である場合は、その被保険者に係る部分とします。

#### 第10条（保険料の返還または請求・告知・通知事項等の承認の場合）

(1) 次の①から③までの場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還し、または追加保険料を請求します。

| 区 分                                                             | 保険料の返還または請求                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-----------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① 第7条（告知義務）(3)③の承認をする場合                                         | 変更前の保険料と変更後の保険料との差額を返還または請求します。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| ② 第8条（通知義務）(1)の通知に基づいて保険契約の内容を変更（注1）する場合                        | ア、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合変更の時から保険期間が満了する時までの期間に対応する変更後の保険料と変更前の保険料との差額を返還または請求します。<br>イ、保険料が、ア以外によって定められる場合<br>（ア）変更後の保険料が変更前の保険料よりも低くなる場合<br>返還保険料 = (変更前の保険料 - 変更後の保険料) × (1 - 既経過期間(注2)に対応する別表に掲げる短期料率)<br>（イ）変更後の保険料が変更前の保険料よりも高くなる場合<br>追加保険料 = (変更後の保険料 - 変更前の保険料) × 未経過期間(注3)に対応する別表に掲げる短期料率 |
| ③ ①および②のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって保険契約条件変更の承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

(2) 当会社は、保険契約者が(1)①または②の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

(3) 当会社が(1)①または②の規定による追加保険料を請求する場合において、(2)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、保険金を支払いません。この場合において、既に保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。ただし、第8条（通知義務）(1)の事実が生じた場合における、その事実が生じた時より前に発生した事故による損害については、この規定を適用しません。

(4) 当会社が(1)③の規定により追加保険料を請求する場合において、保険契約者がその追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による損害に対しては、保険契約条件変更の承認の請求がなかったものとして、この普通保険約款およびこの普通保険約款に付帯される特約条項等の規定に従い、保険金を支払います。

(注1) 変更

保険契約者または被保険者の申出に基づく第8条（通知義務）(1)の事実が生じた時を変更の時として、保険料の返還または請求の規定を適用します。

(注2) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注3) 未経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

(注4) 追加保険料の支払を怠った場合

当会社が、保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎり、

#### 第11条 (保険料の精算)

- (1) 保険契約者は、保険料が、賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められる場合においては、保険契約終了後遅滞なく、保険料を確定するために必要な資料を当会社に提出しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険期間中および保険契約終了後1年以内の期間において、保険料を算出するために必要があると認める場合は、いつでも保険契約者または被保険者の書類を閲覧することができます。
- (3) 当会社は、(1)の資料および(2)の規定によって閲覧した書類に基づき算出された保険料(注)と既に領収した保険料との間に過不足がある場合は、その差額を返還または請求します。

(注) 保険料

この保険契約で定められた最低保険料に達しない場合は、その最低保険料をいいます。

#### 第12条 (保険契約の無効・取消し)

- (1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は、無効とします。
- (2) 保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

#### 第13条 (保険料の返還—契約の無効・取消し・失効の場合)

この保険契約が無効、取消しまたは失効となる場合の保険料については、下表の規定に従います。

| 区 分                              | 保険料の返還                                                                  |
|----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| ① この保険契約が無効となる場合                 | 既に払い込まれた保険料の全額を返還します。ただし、前条(1)の規定によりこの保険契約が無効となる場合は、既に払い込まれた保険料を返還しません。 |
| ② 前条(2)の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合 | 既に払い込まれた保険料を返還しません。                                                     |
| ③ この保険契約が失効となる場合                 | 次の算式により算出した額を返還します。<br>既に払い込まれた保険料×(1－既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率)          |

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第14条 (保険料の返還—契約解除の場合)

この保険契約が解除となる場合は、当会社は、この保険契約に適用される特約条項等に別の定めがないかぎり、下表の規定に従い算出した額を返還します。

| 区 分                                                                                                                 | 保険料の返還                                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------|
| ① 第6条(調査)(3)、第7条(告知義務)(2)、第8条(通知義務)(2)、第9条(保険契約の解除)(2)または第10条(保険料の返還または請求—告知・通知事項等の承認の場合)(2)の規定により当会社がこの保険契約を解除した場合 | 次の算式により算出した額を返還します。<br>既に払い込まれた保険料×(1－既経過期間(注)に対応する別表に掲げる短期料率) |
| ② 第9条(保険契約の解除)(1)の規定により保険契約者がこの保険契約を解除した場合                                                                          |                                                                |

(注) 既経過期間

1か月に満たない期間は1か月とします。

#### 第15条 (失効・解除の特例)

- (1) 第13条(保険料の返還—契約の無効・取消し・失効の場合)③の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約が失効した場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。ただし、最低保険料の定めがないものとして計算します。
- (2) 前条の規定にかかわらず、保険料が賃金、入場者、領収金、売上高等に対する割合によって定められた保険契約の解除の場合は、第11条(保険料の精算)(3)の規定によって保険料を精算します。

#### 第16条 (事故の発生)

保険契約者または被保険者は、事故が発生したことを知った場合は、下表の「事故発生時の義務」を履行しなければなりません。保険契約者または被保険者が、正当な理由がなくこれらの規定に違反した場合は、当会社は、下表の「差し引く金額」を差し引いて、保険金を支払います。



| 事故発生時の義務                                                                                                                                  | 差し引く金額                                   |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|
| ① 次の事項を遅滞なく書面で当会社に通知すること。<br>ア. 事故発生の日時、場所および事故の状況ならびに被害者の住所および氏名または名称<br>イ. アについて証人となる者がある場合は、その者の住所および氏名または名称<br>ウ. 損害賠償の請求を受けた場合は、その内容 | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額  |
| ② 他人に損害賠償の請求（注１）をすることができる場合は、その権利の保全または行使に必要な手続をすること。                                                                                     | 他人に損害賠償の請求（注１）をすることによって取得することができたと認められる額 |
| ③ 損害の発生および拡大の防止に努めること。                                                                                                                    | 発生または拡大を防止することができたと認められる損害の額             |
| ④ 損害賠償の請求（注１）を受けた場合は、あらかじめ当会社の承認を得ないで、その全部または一部を承認しないこと。ただし、被害者に対する応急手当てまたは護送その他の緊急措置を行う場合を除きます。                                          | 損害賠償責任がないと認められる額                         |
| ⑤ 損害賠償の請求（注１）についての訴訟を提起し、または提起された場合は、遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                      | 保険契約者または被保険者がこの規定に違反したことによって、当社が被った損害の額  |
| ⑥ 他の保険契約等の有無および内容（注２）について、遅滞なく当会社に通知すること。                                                                                                 |                                          |
| ⑦ ①から⑥までのほか、当社が特に必要とする書類または証拠となるものを求めた場合は、遅滞なく、これを提出し、また当社が行う損害の調査に協力すること。                                                                |                                          |

（注１）損害賠償の請求

共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償を含みます。

（注２）他の保険契約等の有無および内容

既に他の保険契約等から保険金または共済金の支払を受けた場合は、その事実を含みます。

#### 第17条（損害賠償請求解決のための協力）

(1) 被保険者が損害賠償の請求を受けた場合において、当社が必要と認めたときは、当社は、被保険者に代わり自己の費

用でその解決に当ることができます。この場合において、被保険者は、当社の求めに応じ、その遂行について当社に協力しなければなりません。

(2) 被保険者が正当な理由がなく(1)の協力に応じない場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

#### 第18条（保険金請求の手続）

(1) 当社に対する保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものとします。

① 第２条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金に係る保険金については、被保険者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被保険者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した時、または裁判上の和解、調停もしくは書面による合意が成立した時

② 第２条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に係る保険金については、被保険者が負担すべき費用の額が確定した時

(2) 被保険者が保険金の支払を請求する場合は、次の①から⑤までの書類または証拠のうち、当社が求めるものを当社に提出しなければなりません。

① 保険金請求書

② 被保険者が損害賠償責任を負担することを示す判決書、調停調書、和解調書または示談書

③ 被保険者の損害賠償金の支払およびその金額を証明する書類

④ 被保険者が保険金を請求することについて、損害賠償請求権者の承諾があったことおよびその金額を証明する書類

⑤ その他当社が次条(1)に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの

(3) 当社は、事故の内容、損害の額等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当社が求めた書類または証拠をすみやかに提出し、必要な協力をしなければなりません。

(4) 次の①から③までのいずれかに該当する場合には、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて保険金を支払います。

① 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合

② 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類に事実と異なる記載をした場合

③ 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(2)または(3)の書類または証拠を偽造し、または変造した場合

(5) 保険金請求権は、(1)に定める時の翌日から起算して３年を

経過した場合は、時効によって消滅します。

#### 第19条（保険金の支払）

- (1) 当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて30日以内に、当社が保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、保険金を支払います。
- ① 保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、損害発生の有無および被保険者に該当する事実
  - ② 保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
  - ③ 保険金を算出するための確認に必要な事項として、損害の額および事故と損害との関係
  - ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
  - ⑤ ①から④までのほか、他の保険契約等の有無および内容、損害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当社が支払うべき保険金の額を確定するために確認が必要な事項
- (2) (1)の確認をするため、下表の①から⑥までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当社は、請求完了日（注1）からその日を含めて下表の①から⑥までに掲げる日数（注2）を経過する日までに、保険金を支払います。この場合において、当社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

| 特別な照会または調査                                                                                                      | 日数   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------|
| ① (1)①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査結果の照会（注3）                                                      | 180日 |
| ② (1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会                                                                         | 90日  |
| ③ (1)③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会                                        | 120日 |
| ④ 災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された災害の被災地域における(1)①から⑤までの事項の確認のための調査                                                     | 60日  |
| ⑤ (1)①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査                                                           | 180日 |
| ⑥ 損害賠償請求の内容もしくは根拠が判例もしくは他の事例に鑑み特殊である場合または事故により多数の被害が生じた場合において、(1)①から④までの事項を確認するための、専門機関による鑑定等の結果の照会または関係当事者への照会 | 180日 |

- (3) (2)①から⑥までに掲げる特別な照会または調査を開始した後、(2)①から⑥までに掲げる期間中に保険金を支払う見込みがないことが明らかになった場合は、当社は、(2)①から⑥までに掲げる期間内に被保険者との協議による合意に基づき、その期間を延長することができます。
- (4) (1)から(3)までに掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合（注4）は、これにより確認が遅延した期間については、(1)から(3)までの期間に算入しないものとします。

（注1）請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

（注2）下表の①から⑥までに掲げる日数

①から⑥までの複数に該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

（注3）警察、検察、消防その他の公の機関による捜査または調査の結果の照会

弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

（注4）その確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合必要な協力を行わなかった場合を含みます。

#### 第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）

他の保険契約等がある場合において、それぞれの支払責任額（注1）の合計額が、損害の額（注2）を超えるときは、当社は、次の①または②に定める額を保険金として支払います。

① 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合この保険契約の支払責任額（注1）

② 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合  
損害の額（注2）から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の支払責任額（注1）を限度とします。

（注1）支払責任額

それぞれの保険契約または共済契約について、他の保険契約または共済契約がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

（注2）損害の額

それぞれの保険契約または共済契約に免責金額の適用がある場合は、そのうち最も低い免責金額を差し引いた額とします。

#### 第21条（代位）

- (1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、当社がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権は当社に移転し

ます。ただし、移転するのは、次の①または②のいずれかの額を限度とします。

| 区 分                       | 移転する債権の限度額                                                  |
|---------------------------|-------------------------------------------------------------|
| ① 当社が損害の額の全額を保険金として支払った場合 | 被保険者が取得した債権の全額                                              |
| ② ①以外の場合                  | 次の算式により算出された額<br>被保険者が取得した債権の額 $-$ 損害の額のうち保険金<br>が支払われていない額 |

- (2) (1)②の場合において、当社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- (3) 保険契約者および被保険者は、当社が取得する(1)の債権の保全および行使ならびにそのために当社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当社に協力するために必要な費用は、当社の負担とします。

(注) 損害賠償請求権その他の債権

当社が保険金を支払うべき損害に係る保険金、共済金その他の金銭の請求権および共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。

#### 第22条（先取特権）

- (1) 損害賠償請求権者は、被保険者の当社に対する保険金請求権（注）について、先取特権を有します。
- (2) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する場合に、第2条（損害の範囲および責任限度）(1)①の損害賠償金について、保険金の支払を行うものとします。
- ① 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、当社から被保険者に支払う場合。ただし、被保険者が賠償した金額を限度とします。
- ② 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被保険者の指図により、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ③ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が(1)の先取特権を行使したことにより、当社から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
- ④ 被保険者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、当社が被保険者に保険金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、当社から被保険者に支払う場合。ただし、損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。
- (3) 保険金請求権（注）は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、保険金請求権（注）を質

権の目的とし、または(2)③の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、(2)①または④の規定により被保険者が当社に対して保険金の支払を請求することができる場合を除きます。

(注) 保険金請求権

第2条（損害の範囲および責任限度）(1)②から⑥までの費用に対する保険金請求権を除きます。

#### 第23条（訴訟の提起）

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### 第24条（準拠法）

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。

(別表)

#### 短 期 料 率 表

| 既経過期間<br>または<br>未経過期間 | 短期料率   | 既経過期間<br>または<br>未経過期間 | 短期料率    |
|-----------------------|--------|-----------------------|---------|
| 1 か月まで                | 1 / 12 | 7 か月まで                | 7 / 12  |
| 2 か月まで                | 2 / 12 | 8 か月まで                | 8 / 12  |
| 3 か月まで                | 3 / 12 | 9 か月まで                | 9 / 12  |
| 4 か月まで                | 4 / 12 | 10 か月まで               | 10 / 12 |
| 5 か月まで                | 5 / 12 | 11 か月まで               | 11 / 12 |
| 6 か月まで                | 6 / 12 | 12 か月まで               | 12 / 12 |

# 地方自治体特約条項（全国市長会用）

## <用語の定義（五十音順）>

この特約条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語        | 定 義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| コンピュータシステム | 情報の処理および通信を主たる目的とするコンピュータ、モバイル通信機器、端末装置等の情報処理機器もしくは設備またはこれらと通信を行う制御、監視、測定等の機器もしくは設備が回線を通じて接続されたものの全部または一部をいい、次に掲げるものを含みます。<br>① 通信用回線<br>② ソフトウェアまたは電子データ<br>③ クラウド、ホスティング等のサービスにより利用されるもの                                                                                                                                                                                                                                                       |
| サイバーインシデント | 次の①および②に掲げるものをいいます。<br>① サイバー攻撃により生じた事象<br>② サイバー攻撃以外の事由により生じた次のアからウの事象<br>ア．ソフトウェアもしくは電子データの損壊、書換え、消失または流出<br>イ．コンピュータシステムへアクセスすることが不可能になること、または制限されること<br>ウ．アおよびイ以外の事象でコンピュータシステムに生じた、本来意図していないコンピュータシステムの停止、機能不全、誤作動または不具合                                                                                                                                                                                                                    |
| サイバー攻撃     | コンピュータシステムへのアクセスもしくはコンピュータシステムの処理、使用もしくは操作に関連した不正な行為または犯罪行為をいい、次に掲げるものを含みます。<br>① 正当な使用権限を有さない者による、または正当な使用目的もしくはアクセス方法ではないアクセス<br>② コンピュータシステムの機能の停止、阻害、破壊その他のコンピュータシステムに関する障害を意図的に引き起こす行為<br>③ マルウェアなどの不正なソフトウェアの送付または第三者にインストールさせる行為<br>④ コンピュータシステムで管理される電子データの改ざんまたは不正に電子データを入手する行為                                                                                                                                                         |
| 自治体業務      | 次の①から⑥に掲げる業務をいいます。ただし、いずれの場合においても、許可、認可、命令またはその他の行政処分を除きます。<br>① 自治体施設の保守管理業務<br>② 学校教育業務（注1）<br>③ 社会教育業務<br>④ 社会体育業務<br>⑤ 社会福祉業務（注2）<br>⑥ その他自治体の行う業務。ただし、医療業務、消防、救急、治安もしくは災害救助の業務または治山治水業務、農地開発業務、耕地整理業務、公有水面埋立業務、都市計画業務、土地区画整理業務等の土地の改良、保全、開発業務もしくはそれらの企画、立案、策定に関する業務を除きます。<br>（注1）学校教育業務<br>保育所業務を含みます。<br>（注2）社会福祉業務<br>保育所業務を含みません。                                                                                                        |
| 自治体施設      | 次の①から⑫に掲げる施設をいいます。<br>① 本庁舎、支所、出張所等の庁舎<br>② 小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、幼稚園等の学校および保育所<br>③ 児童福祉施設、老人福祉施設、保護施設、知的障害者援護施設、身体障害者更生援護施設、母子福祉施設、隣保館等の福祉施設<br>④ 国民宿舎等の保養施設<br>⑤ 公会堂、公民館、図書館、博物館等の文化施設<br>⑥ 体育館、陸上競技場、野球場、プール、スキー場、スケート場、ゲートボール場、格技場、弓道場等のスポーツ施設<br>⑦ 授産施設、農林水産物加工施設、育苗施設、集出荷施設等の産業施設<br>⑧ 上水道施設、下水道施設、廃棄物処理施設等の生活環境施設<br>⑨ 道路、自動車道、一般自動車道、農道、林道、里道、赤道、牧道およびその他の道路<br>⑩ 公園<br>⑪ 港湾施設および漁港施設<br>⑫ その他の建造物および工作物。ただし、病院または診療所を除きます。 |



## 第1条（事故）

この特約条項において、賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）の事故とは、保険期間中に発生した次の①から③に掲げる事故をいいます。

- ① 被保険者が所有、使用または管理する保険証券記載の自治体施設（以下「自治体施設」といいます。）に起因する偶然な事故
- ② 保険証券記載の自治体業務（以下「自治体業務」といいます。）に起因する偶然な事故
- ③ 被保険者が、用語の定義で規定する「自治体施設」の②から④の施設において生産、販売または提供する保険証券記載の飲食物またはその他の製品（以下「自治体生産物」といいます。）に起因する偶然な事故

## 第2条（損害の範囲）

この特約条項において、当会社が保険金を支払う損害の範囲は、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(1)の規定にかかわらず、次の①から④のいずれかに該当するものにかぎります。

- ① 被保険者が損害賠償請求権者に支払うべき損害賠償金（注）
- ② 他人から損害の賠償を受けることができる場合において、その権利の保全または行使のために被保険者が支出した必要または有益であった費用
- ③ 損害賠償に関する争訟について、被保険者が当会社の書面による同意を得て支出した費用
- ④ 普通約款第17条（損害賠償請求解決のための協力）(1)の規定により、被保険者が当会社の要求に従い、協力するために支出した費用

（注）損害賠償金

弁済によって代位取得するものがあるときは、その価額を控除します。

## 第3条（他の法令との関係）

- (1) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れることができる場合は、前条①の損害賠償金の額は、その他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れたものとして算定された額とします。
- (2) 被保険者が他の法令により法律上の賠償責任の全部または一部を免れるための要件を満たすことができるにもかかわらず、その要件を満たしていない場合も(1)と同様とします。

## 第4条（責任の限度）

- (1) 第2条（損害の範囲）の①から④に掲げる損害にかかる当会社の責任の限度は、次の①および②のとおりとします。
  - ① 第2条（損害の範囲）①の損害賠償金については、その金額が1回の事故につき保険証券記載の免責金額を超える場合にかぎり、その超える金額を保険証券記載の1名あたりの保険金額または1事故あたりの保険金額（以下「1事故保険金額」といいます。）を限度として保険金を支払います。
  - ② 第2条（損害の範囲）②から④の費用については、その全額を支払います。ただし、1回の事故につき、同条①の損害賠償金の額が1事故保険金額を超えた場合は、同条③の費用は、次の算式によって得られた額とします。

$$\text{第2条③の費用} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{第2条①の損害賠償金の額}}$$

- (2) 第1条（事故）③の事故については、1事故保険金額を保険期間中の総保険金額とし、当会社が第2条（損害の範囲）①の損害を支払った場合は、1事故保険金額からその支払った額を差し引いた残額をもって、以後の保険期間における1事故保険金額とします。

## 第5条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当会社は、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧に掲げる賠償責任のほか、直接であ

ると間接であるとを問わず、被保険者が次の①から⑭に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 自治体施設の新築、改築、修理、取りこわしその他の工事に起因する賠償責任
  - ② 航空機、自動車（注1）または自治体施設外における船、車両（注2）もしくは動物の所有、使用または管理に起因する賠償責任
  - ③ 屋根、樋、扉、戸、窓または通風筒等から入る雨または雪等による財物の損壊に起因する賠償責任
  - ④ 台風、旋風、暴風雨等により河川、湖沼もしくは運河の氾濫または山崩れに起因する賠償責任
  - ⑤ 医師またはその補助者が行う医療行為により生じた身体の障害に起因する賠償責任
  - ⑥ 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ自治体施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任。ただし、自治体生産物に起因する賠償責任については除きます。
  - ⑦ 自治体生産物のかしに基づく自治体生産物の損壊それ自体の賠償責任
  - ⑧ 被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して生産、販売または提供した自治体生産物に起因する賠償責任
  - ⑨ 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により法令に違反して使用または管理する昇降機に起因する賠償責任
  - ⑩ 自治体業務の結果に起因する賠償責任（注3）
  - ⑪ 自治体業務にかかわる政策、事業または事務の企画、立案または策定に起因する賠償責任。ただし、本号は自治体業務のうち、その他自治体の行う業務についてのみ適用します。
  - ⑫ 自治体業務の不作为に起因する賠償責任。ただし、自治体業務のうち、社会福祉業務およびその他自治体の行う業務についてのみ適用します。
  - ⑬ 強制執行または即時強制に起因する賠償責任
  - ⑭ 核燃料物質（注4）または核原料物質、放射性元素、放射性同位元素もしくはこれらによって汚染された物（注5）の原子核反応または原子核の崩壊等による放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性に起因する賠償責任。ただし、医学的、科学的または産業の利用に供されるラジオ・アイソトープ（注6）の原子核反応または原子核の崩壊等による場合を除きます。
- (2) 当会社は、原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、ピッチ、タール等の石油物質（注7）が自治体施設から海、河川、湖沼または運河（以下「公共水域」といいます。）へ流出したことに起因して、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 水の汚染による他人の財物の損壊に起因する賠償責任
  - ② 水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲高の品質が低下したことに起因する賠償責任
- (3) 当会社は、被保険者が支出したと否とを問わず、次の①および②の費用については、保険金を支払いません。
- ① 石油物質（注7）の自治体施設からの流出により、公共水域の水を汚染し、またはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕収回収、焼却処理、沈降処理または乳化分散処理等について、支出された費用またはその他損害の発生および拡大を防止するために要した費用
  - ② 自治体生産物により事故が発生した場合、またはそのおそれがあることを知った場合に、被保険者が行う自治体生産物に対する回収、廃棄、検査、修理、交換、取壊し、解体その他の適切な措置に要する費用
- (4) 当会社は、サイバーリスクに起因して、被保険者が次の①および②に掲げる賠償責任および費用を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 直接であると間接であると問わず、サイバーインシデントに起因する賠償責任
  - ② この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金の

支払対象となる損害等（注8）であり、直接であると間接であると問わず、サイバーインシデントに起因する損害等（注8）

- (5) 当社は、サイバーインシデントのうち用語の定義（五十音順）で規定するサイバーインシデントの定義②による損害（注9）に対しては前項の規定を適用せず、この保険契約に付帯される特約条項およびこれに付帯される他の追加条項の規定に従って保険金を支払います。

（注1）自動車

道路運送車両法（昭和26年第185号）によって定められる自動車および原動機付自転車をいいます。

（注2）車両

原動力がもっぱら人力である場合を除きます。

（注3）自治体業務の結果に起因する賠償責任

自治体業務の目的物の引渡を要するときは引渡後または自治体業務を放棄した後において、その自治体業務の結果に起因する賠償責任をいいます。ただし、被保険者が、機械、装置または資材を自治体業務の行われた場所に放置または遺棄した結果に起因するものを除きます。

（注4）核燃料物質

使用済核燃料を含みます。

（注5）汚染された物

原子核分裂生成物を含みます。

（注6）ラジオ・アイソトープ

ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。

（注7）石油物質

これらの石油類より誘導される化成品類およびこれらの物質を含む混合物、廃棄物、残渣<sup>き</sup>を含みます。以下「石油物質」といいます。

（注8）損害等

医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

（注9）サイバーインシデントの定義②による損害

法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等を含みます。

**第6条（代位）**

当社は、普通約款第21条（代位）（1）の規定に基づいて、取得する権利のうち、被保険者の使用人その他被保険者の業務の補助者に対するものにかぎり、これを行使しません。ただし、これらの者の故意または重大な過失によって事故が発生した場合は除きます。

**第7条（普通約款との関係）**

この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しないかぎり、普通約款の規定を適用します。



# P F A S 危険不担保追加条項 (全国市長会)

## <用語の定義（五十音順）>

この追加条項において、次の用語は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語     | 定 義                                                                                                                                                            |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 特 約 条 項 | この保険契約に適用される特約条項をいいます。                                                                                                                                         |
| P F A S | <p>その組成にあたって次の①または②のいずれかを少なくとも1つ有する、ペルフルオロオクタン酸（P F O A）、ペルフルオロオクタンスルホン酸（P F O S）等の化学物質をいいます。</p> <p>① ペルフルオロメチル基（- C F 3）</p> <p>② ペルフルオロメチレン基（- C F 2 -）</p> |

## 第1条（保険金を支払わない場合）

- (1) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、P F A S に起因して被保険者が賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。なお、被保険者に対して損害賠償請求がなされた時点で賠償責任があるものとみなし、本条を適用するものとします。
- (2) 当社は、特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定に従って保険金の支払対象となる損害等(注)について、直接であると間接であるとを問わず、P F A S に起因して生じる損害等(注)に対しては、保険金を支払いません。
- (3) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、P F A S の調査、検査、監視、清掃、除去、回収、移動、収容、隔離、処理、焼却、脱毒、中和または拡大もしくは拡散の防止等のために支出された費用その他損害の発生および拡大を防止するために要した費用に対しては、被保険者が支出したと否とを問わず、保険金を支払いません。

### (注) 損害等

医療費用、見舞費用、営業が休止または阻害されたことによる損失等、その名称および種類を問わず、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害以外の損害、費用、損失等をいいます。

## 第2条（普通保険約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項および他の追加条項の規定を適用します。

## 地方独立行政法人に関する追加条項 (地方自治体特約条項用) (全国市長会用)

### 第1条 (被保険者)

当社は、記名被保険者が地方独立行政法人法に基づき設立した地方独立行政法人（特定地方独立行政法人を含みます。以下「地方独立行政法人」といいます。）が、記名被保険者のために地方自治体特約条項（全国市長会用）（以下「特約条項」といいます。）用語の定義に掲げる自治体業務に規定する業務を行う場合は、その地方独立行政法人を被保険者とみなします。

- (2) 当社は、直接であると間接であるとを問わず、(1)において被保険者とみなした地方独立行政法人が(1)に規定しない業務に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第2条 (保険金を支払わない場合)

当社は、直接であると間接であるとを問わず、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1) から(3)までに掲げる賠償責任および費用のほか、被保険者とみなした地方独立行政法人が前条に規定しない自治体業務に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。

### 第3条 (普通保険約款等との関係)

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を適用します。

## 指定管理者に関する追加条項（地方自治体特約条項用） （全国市長会用）

### 第1条（被保険者の範囲）

当社は、保険証券記載の被保険者が所有する自治体施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に行わせた場合は、その指定管理者を被保険者とみなします。

### 第2条（普通約款等との関係）

この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を適用します。

# 除染作業に関する追加条項（地方自治体特約条項用） （全国市長会用）

## 第1条（追加条項適用の範囲）

この追加条項の規定は、被保険者が行う地方自治体特約条項（以下「特約条項」といいます。用語の定義に規定する自治体業務として行う除染作業（以下「作業」といいます。）についてのみ適用されます。

## 第2条（除染作業の定義）

前条に規定する作業とは、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」第2条（定義）3項に規定する土壌等の除染等の措置をいいます。

## 第3条（当会社の支払責任）

- (1) 賠償責任保険普通保険約款（以下「普通約款」といいます。）第1条（当会社の支払責任）および特約条項第1条（事故）の規定にかかわらず、当会社は、被保険者が行った作業に起因して、日本国内において平成23年4月1日以降に発生した他人の身体の障害または他人の財物の損壊（以下「事故」といいます。）につき、被保険者が、普通約款第5条（責任の始期および終期）(1)に規定する保険期間中に損害賠償請求を提起されたことについて、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害にかぎり、保険金を支払います。
- (2) 同一の事故または原因もしくは事由に起因して提起された全ての損害賠償請求は、損害賠償請求が提起された時もしくは場所または損害賠償請求権者の数等にかかわらず、最初の損害賠償請求が提起された時にすべてなされたものとみなします。

## 第4条（管理財物の範囲）

この追加条項が付帯された保険契約においては、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）④の「被保険者が所有、使用または管理する財物」とは次の①から③に掲げるものにかぎります。

- ① 被保険者が所有する財物（注1）
- ② 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から借りている財物（注2）または支給された財物（注3）
- ③ 有償であると無償であるを問わず、被保険者が他人から受託している、または預かっている財物（注1）被保険者が所有する財物  
所有権留保付売買契約に基づいて購入した財物を含みます。  
（注2）他人から借りている財物  
リース契約により被保険者の占有する財物および賃貸借契約により被保険者が賃借している施設を含みます。  
（注3）支給された財物  
支給された資材および機材を含みます。

## 第5条（作業場内建設用工作車の取扱い）

- (1) 作業場（注1）内における建設用工作車（注2）は、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)②の自動車とみなしません。
- (2) 普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、建設用工作車（注2）の所有、使用または管理に起因して当会社が保険金を支払うべき損害が発生した場合において、その建設用工作車（注2）に自賠償保険（注3）の契約を締結すべきもしくは締結しているときまたは自動車保険契約を締結しているときは、当会社は、その損害の額がその自賠償保険（注3）および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額を超過する場合にかぎり、その超過額のみを支払います。

- (3) 当会社は、自賠責保険（注3）および自動車保険契約により支払われるべき金額の合算額または保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を免責金額として、普通約款第2条（損害の範囲および責任限度）(3)の規定を適用します。

（注1）作業場

被保険者が作業を行っている場所で不特定多数の人が出入することを禁止されている場所をいいます。

（注2）建設用工作車

次に掲げるものをいいます。ただしダンプカーおよびユニック車を含みません。

- ① ブルドーザー、アングルドーザー、タイヤドーザー、スクレーパー、モーターグレーダー、レーキドーザー、モータースクレーパー、ロータリースクレーパー、ロードスクレーパー（キャリオール）、ロードローラー、除雪用スノーブラウ
- ② パワーショベル、ドラグライン、クラムシェル、ドラグショベル、ショベルカー、万能掘削機、スクープモービル、ロッカーショベル、バケットローダー、ショベルローダー
- ③ ポータブルコンプレッサー、ポータブルコンベヤー、発電機自動車
- ④ コンクリートポンプ、ワゴンドリル、フォークリフトトラック、クレーンカー
- ⑤ ①から④のものをけん引するトラクター、整地または農耕用トラクター
- ⑥ ターナロッカー
- ⑦ コンクリートミキサーカー、ミキサーモービル、コンクリートアジテーター、コンクリート運搬自動車、木材防腐加工自動車、高所作業車、芝刈り機、清掃作業車
- ⑧ その他①から⑦までに類するもの

（注3）自賠責保険

自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険をいい、責任共済を含みます。

**第6条**（保険金を支払わない場合の適用除外）

- (1) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する賠償責任を負担することによって被る損害に対しては、特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)①の規定を適用しません。
- (2) 第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業において行われる貨物の積み込みまたは積み下ろし作業に起因する賠償責任については、特約条項第6条（保険金を支払わない場合）(1)②に規定する賠償責任とはみなしません。

**第7条**（保険金を支払わない場合）

- (1) この追加条項の有効日の時点において、保険契約者または被保険者が、保険期間中に第3条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生していることを知っていた場合（注1）は、当会社は、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
- (2) 当会社は、直接であると間接であるとを問わず、普通約款第4条（保険金を支払わない場合）①から⑧および特約条項第5条（保険金を支払わない場合）(1)から(3)（ただし、(1)①を除きます。）までに掲げる損害のほか次の①から③に掲げる賠償責任を被保険者が負担することによって被る損害に対しては、保険金を支払いません。
- ① 被保険者の下請負人およびその使用人の身体の障害に起因する賠償責任
  - ② 被保険者またはその下請負人が行う除染作業に伴う次のアからウに起因する賠償責任
    - ア. 土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊
    - イ. 土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物（注2）、その収容物もしくは土地の崩壊
  - ③

ウ．地下水の増減

③ 平成23年3月31日以前に行った作業に起因する賠償責任

(注1) 知っていた場合

知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(注2) 地上の構築物

基礎および付属物を含みます。

#### 第8条（通 知）

- (1) 保険契約者または被保険者は、保険期間中に、第3条（当会社の支払責任）の損害賠償請求が提起されるおそれのある事故または原因もしくは事由が発生したことを知った場合は、知った日から60日以内に、その事故または原因もしくは事由の具体的状況を、書面により当会社に通知しなければなりません。
- (2) 当会社は、保険契約者または被保険者が、の通知を行った場合において、その事故または原因もしくは事由に起因して、保険期間終了後1年以内に被保険者に対して損害賠償請求が提起された場合は、第3条（当会社の支払責任）(2)の規定が適用される場合を除き、その損害賠償請求は、保険期間の終了日に提起されたものとみなします。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく、(1)の通知を怠った場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて、その事故または原因もしくは事由に起因する損害に対して当会社が支払うべき保険金の額を算出するものとします。

#### 第9条（読替規定）

当会社は、この保険契約においては、次のとおり普通約款を読み替えて適用します

- ① 第2条（損害の範囲および責任限度）(1)⑥の規定中「前条に掲げる事故」とあるのは「除染作業に関する追加条項（全国市長会）第3条（当会社の支払責任）に掲げる事故」
- ② 第2条（損害の範囲および責任限度）(2)および(3)の規定中「1回の事故」とあるのは「1回の損害賠償請求」
- ③ 第5条（責任の始期および終期）の規定中「保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」
- ④ 第7条（告知義務）(3)の規定中「事故が生じる前に」とあるのは「損害賠償請求がなされる前に」
- ⑤ 第7条（告知義務）(4)の規定中「事故が生じた後に」とあるのは「損害賠償請求がなされた後に」
- ⑥ 第7条（告知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑦ 第8条（通知義務）(4)の規定中「承認請求書を受領するまでの間に生じた事故」とあるのは「承認請求書を受領するまでの間になされた損害賠償請求による損害」
- ⑧ 第8条（通知義務）(5)の規定中「発生した事故」とあるのは「なされた損害賠償請求」
- ⑨ 第9条（保険契約の解除）(4)の規定中「事故の発生した後になされた」とあるのは「請求がなされた後に行われた」および「解除がなされた時までに発生した事故」とあるのは「解除が行われた時までに保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求または解除が行われた時までになされた損害賠償請求」
- ⑩ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(3)の規定中「その事実が生じた時より前に発生した事故」とあるのは「この事実が生じた時より前に保険契約者、被保険者もしくはその代理人が知った身体障害もしくはその原因・事由によってなされた損害賠償請求またはその事実が生じた時より前になされた損害賠償請求」
- ⑪ 第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」第10条（保険料の返還または請求－告知・通知事項等の承認の場合）(4)の規定中「追加保険料領収前に生じた事故による損害」とあるのは「追加保険料領収前になされた損害賠償請求による損害」



#### 第10条（他の保険契約との関係）

当社は、普通約款第20条（他の保険契約等がある場合の保険金の支払額）の規定にかかわらず、委託業者（注）が行う第1条（追加条項適用の範囲）に規定する作業に起因する身体の障害または財物の損壊（以下「被害事故」といいます。）について、被害事故の被害者に対する法律上の賠償責任に対して、保険金を支払う他の有効な保険契約（以下「他の保険契約」といいます。）がある場合においては、損害の額が他の保険契約により支払われるべき金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合にかぎり、その超過額をこの保険の保険証券記載の保険金額を限度として支払います。

（注）委託業者

被保険者からの委託を受け作業を行う者をいいます。

#### 第11条（普通約款等との関係）

この追加条項が付帯された保険契約においては、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、普通約款ならびに特約条項およびこれに付帯する他の追加条項の規定を適用します。

# 災害補償保険普通保険約款

## 第1章 用語の定義条項

### 第1条（用語の定義）

この普通保険約款において、次の用語の意味は、それぞれ次の定義によります。

| 用 語           | 定 義                                                                                                                                         |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 医 学 的 他 覚 所 見 | 理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。                                                                                                   |
| 医療補償保険金日額     | 保険証券記載の医療補償保険金日額をいいます。                                                                                                                      |
| 危 険           | 傷害または損害の発生の可能性をいいます。                                                                                                                        |
| 後 遺 障 害       | 治療の効果が医学上期待できない状態であって、補償対象者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。                                                          |
| 告 知 事 項       | 危険に関する重要な事項のうち、保険契約申込書の記載事項とすることによって当会社が告知を求めたものをいい、他の保険契約等（注）に関する事項を含みます。<br>（注）他の保険契約等<br>この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。 |
| 自 動 車 等       | 自動車または原動機付自転車をいいます。                                                                                                                         |
| 治 療           | 医師（注）が必要であると認め、医師（注）が行う治療をいいます。<br>（注）医師<br>補償対象者が医師である場合は、補償対象者以外の医師をいいます。以下同様とします。                                                        |
| 入 院           | 自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。                                                                                       |
| 被 災 者         | 補償対象者のうち、特約記載の身体の傷害を被った者をいいます。                                                                                                              |
| 保 險 期 間       | 保険証券記載の保険期間をいいます。                                                                                                                           |
| 補 償 対 象 者     | 保険証券記載の補償対象者をいいます。                                                                                                                          |
| 補 償 保 険 金     | 死亡補償保険金、後遺障害補償保険金および医療補償保険金をいいます。                                                                                                           |
| 補 償 保 険 金 額   | 保険証券に記載された被災者1名当たりの補償保険金額をいいます。                                                                                                             |

## 第2章 補償条項

### 第2条（補償保険金を支払う場合）

当社は、補償対象者が、特約記載の身体の傷害（注）を被った場合は、被保険者が被災者に対して支払う補償金として、この普通保険約款に従い、被保険者に補償保険金を支払います。

（注）特約記載の身体の傷害

以下「傷害」といいます。

### 第3条（補償保険金を支払わない場合）

（1）当社は、次の①から⑮までのいずれかに該当する事由によって補償対象者が傷害を被った場合は、補償保険金を支払いません。

① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失

② 補償対象者の故意または重大な過失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。

- ③ 死亡補償金を受け取るべき者の故意または重大な過失。ただし、その者が死亡補償金の一部の受取人である場合は、補償保険金を支払わないのはその者が受け取るべき金額にかぎります。
  - ④ 補償対象者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
  - ⑤ 補償対象者が次のア、またはイ、のいずれかに該当する間に生じた事故。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
    - ア、法令に定められた運転資格（注1）を持たないで自動車等を運転している間
    - イ、道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間
  - ⑥ 補償対象者の脳疾患、疾病または心神喪失。ただし、補償保険金を支払わないのはその補償対象者の被った傷害にかぎります。
  - ⑦ 補償対象者の妊娠、出産、早産または流産
  - ⑧ 補償対象者に対する外科的手術その他の医療処置。ただし、外科的手術その他の医療処置によって生じた傷害が、当会社が補償保険金を支払うべき傷害の治療によるものである場合は、補償保険金を支払います。
  - ⑨ 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的事故によるものである場合は、補償保険金を支払います。
  - ⑩ 補償対象者の刑の執行または拘留もしくは入監中に生じた事故
  - ⑪ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動（注2）
  - ⑫ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
  - ⑬ 核燃料物質（注3）もしくは核燃料物質（注3）によって汚染された物（注4）の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故
  - ⑭ ⑪から⑬までのいずれかの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
  - ⑮ ⑬以外の放射線照射または放射能汚染
- (2) 当会社は、補償対象者が頸部症候群（注5）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときであっても、補償保険金を支払いません。
- （注1）運転資格  
運転する地における法令によるものをいいます。
- （注2）暴動  
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。
- （注3）核燃料物質  
使用済燃料を含みます。
- （注4）核燃料物質（注3）によって汚染された物  
原子核分裂生成物を含みます。
- （注5）頸部症候群  
いわゆる「むちうち症」をいいます。

#### 第4条（死亡補償保険金の支払）

当会社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡し、死亡補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、補償保険金額の全額（注）

を死亡補償保険金として被保険者に支払います。

(注) 補償保険金額の全額

1 被災者について、同一の事故による傷害に対して、既に支払った後遺障害補償保険金がある場合は、補償保険金額から既に支払った金額を控除した残額とします。

#### 第5条（後遺障害補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、補償対象者が傷害を被り、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じ、後遺障害補償金の給付が決定された場合は、被災者1名につき、次の算式によって算出した額を後遺障害補償保険金として被保険者に支払います。

$$\text{補償保険金額} \times \frac{\text{別表1に掲げる各等級の後遺障害に対する保険金支払割合}}{\text{後遺障害補償保険金の額}} = \text{後遺障害補償保険金の額}$$

- (2) (1)の規定にかかわらず、被災者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療を要する状態にある場合は、当会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、(1)のとおり算出した額を後遺障害補償保険金として支払います。
- (3) 別表1の各等級に掲げる後遺障害に該当しない後遺障害であっても、各等級の後遺障害に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれその相当する等級の後遺障害に該当したものとみなします。
- (4) 同一事故により、2種以上の後遺障害が生じた場合は、当会社は、補償保険金額に次の保険金支払割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。
- ① 別表1の第1級から第5級までに掲げる後遺障害が2種以上ある場合は、重い後遺障害に該当する等級の3級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ② ①以外の場合で、別表1の第1級から第8級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の2級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- ③ ①および②以外の場合で、別表1の第1級から第13級までに掲げる後遺障害が2種以上あるときは、重い後遺障害に該当する等級の1級上位の等級の後遺障害に対する保険金支払割合。ただし、それぞれの後遺障害に対する保険金支払割合の合計の割合が上記の保険金支払割合に達しない場合は、その合計の割合を保険金支払割合とします。
- ④ ①から③まで以外の場合は、重い後遺障害の該当する等級の後遺障害に対する保険金支払割合
- (5) 既に後遺障害のある被保険者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を受けたことによって、同一部位について後遺障害の程度を加重した場合は、補償保険金額に、次の算式によって算出した割合を乗じた額を後遺障害補償保険金として支払います。

$$\frac{\text{別表1に掲げる加重後の後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}}{\text{既にあった後遺障害に該当する等級に対する保険金支払割合}} = \text{適用する割合}$$

- (6) (1)から(5)までの規定に基づいて、当会社が支払うべき後遺障害補償保険金の額は、1被災者について補償保険金額をもって限度とします。

#### 第6条（医療補償保険金の支払）

- (1) 当会社は、補償対象者が第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、治療を要し、医療補償金の給付が決定された場合は、その治療日数に対し、次の①および②に規定する金額を合計した額を医療補償保険金として被保険者に支払います。

- ① 入院した場合

$$\text{医療補償保険金日額} \times \text{入院した治療日数} \times 1.5 = \text{医療補償保険金の額}$$

- ② ①以外で治療を受けた場合

$$\text{医療補償保険金日額} \times \text{入院しない治療日数} = \text{医療補償保険金の額}$$

- (2) (1)の入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注)であるときには、その処置日数を含みます。
- (3) (1)の医療補償保険金の支払は、(1)の①の入院した治療日数については180日、(1)の②の入院しない治療日数については90日をもって限度とします。ただし、いかなる場合においても事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間に対しては、医療補償保険金を支払いません。
- (4) 補償対象者が医療補償金の給付を受けられる期間中にさらに医療補償金の給付を受けられる傷害を被った場合においても、当会社は、重複しては医療補償保険金を支払いません。
- (5) 当会社は、1被災者について同一の事故による傷害に対して、医療補償保険金と死亡補償保険金または医療補償保険金と後遺障害補償保険金を重ねて支払うべき場合はその合計額を支払います。

(注) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

#### 第7条（死亡の推定）

補償対象者が搭乗している航空機または船舶が行方不明となった場合または遭難した場合において、その航空機または船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日を経過してもなお補償対象者が発見されないときは、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日に、補償対象者が傷害によって死亡したものと推定します。

#### 第8条（他の身体の障害または疾病の影響）

- (1) 補償対象者が傷害を被った時既に存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害(注)もしくは疾病の影響により傷害が重大となった場合は、当会社は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。
- (2) 正当な理由がなく被災者が治療を怠りまたは保険契約者、被保険者もしくは補償金を受け取るべき者が治療をさせなかったために傷害が重大となったときも、(1)と同様の方法で支払います。

(注) 傷害

第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害以外の傷害を含みます。

### 第3章 基本条項

#### 第9条（保険責任の始期および終期）

- (1) 当会社の保険責任は、保険期間の初日の午前0時に始まり、末日の午後12時に終わります。
- (2) (1)の時刻は、日本国の標準時によるものとします。
- (3) 当会社は、保険期間中に生じた事故による傷害にかぎり補償保険金を支払います。
- (4) 当会社は、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、補償保険金を支払いません。

#### 第10条（告知義務）

- (1) 保険契約者または被保険者になる者は、保険契約締結の際、告知事項について、当会社に事実を正確に告げなければなりません。
- (2) 保険契約締結の際、保険契約者または被保険者が、告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (3) (2)の規定は、次の①から④までのいずれかに該当する場合は適用しません。

- ① (2)に規定する事実がなくなった場合
- ② 当会社が保険契約締結の際、(2)に規定する事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合(注)
- ③ 保険契約者または被保険者が、補償対象者が傷害を被る前に、告知事項につき、書面をもって訂正を申し出て、当会社がこれを承認した場合。なお、訂正の申出を受けた場合において、その訂正を申し出た事実が、保険契約締結の際に当会社に告げられていたとしても、当会社が保険契約を締結していたと認めるときにかぎり、これを承認するものとします。
- ④ (2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (4)の規定は、(2)に規定する事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (注) 事実を知っていた場合または過失によってこれを知らなかった場合
- 当会社のために保険契約の締結の代理を行う者が、事実を告げることを妨げた場合または事実を告げないこともしくは事実と異なることを告げることを勧めた場合を含みます。

#### 第11条（通知義務）

- (1) 保険契約締結の後、補償の対象となる活動の範囲を変更した場合または変更が生じたことを知った場合は、保険契約者または被保険者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。
- (2) 保険契約者または被保険者が故意または重大な過失によって、遅滞なく(1)の規定による通知をしなかった場合において、変更後料率（注1）が変更前料率（注2）よりも高いときは、当会社は、(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注2）の変更後料率（注1）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (3) (2)の規定は、当会社が、(2)の規定による補償保険金を削減して支払うべき事由の原因があることを知った時から補償保険金を削減して支払う旨の被保険者に対する通知をしないで1か月を経過した場合または(1)の変更の事実があった時から5年を経過した場合は適用しません。
- (4) (2)の規定は、(1)の変更の事実に基づかずに発生した傷害については適用しません。
- (5) (2)の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じ、この保険契約の引受範囲（注3）を超えることとなった場合は、当会社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (6) (5)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、第18条（保険契約解除の効力）の規定にかかわらず、(1)の変更の事実が生じた時から解除がなされた時まで発生した事故による傷害に対しては、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。

##### (注1) 変更後料率

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

##### (注2) 変更前料率

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

##### (注3) この保険契約の引受範囲

保険料を増額することにより保険契約を継続することができる範囲として保険契約締結の際に当会社が交付する書面等において定めたものをいいます。

#### 第12条（保険契約者の住所変更）

保険契約者が保険証券記載の住所または通知先を変更した場合は、保険契約者は、遅滞なく、その旨を当会社に通知しなければなりません。

#### 第13条（保険契約の無効）



保険契約者が、補償保険金を不法に取得する目的または第三者に補償保険金を不法に取得させる目的をもって締結した保険契約は無効とします。

**第14条（保険契約の失効）**

保険契約締結の後、補償対象者が全員死亡した場合は、その事実が発生した時に保険契約はその効力を失います。

**第15条（保険契約の取消し）**

保険契約者または被保険者の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合は、当社は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を取り消すことができます。

**第16条（保険契約者による保険契約の解除）**

保険契約者は、当社に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

**第17条（重大事由による解除）**

(1) 当社は、次の①から④までのいずれかに該当する事由がある場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。

① 保険契約者または被保険者が、当社にこの保険契約に基づく補償保険金を支払わせることを目的として傷害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。

② 被保険者が、この保険契約に基づく補償保険金の請求について、詐欺を行い、または行おうとしたこと。

③ 保険契約者が、次のア. からオ. までのいずれかに該当すること。

ア. 反社会的勢力（注1）に該当すると認められること。

イ. 反社会的勢力（注1）に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること。

ウ. 反社会的勢力（注1）を不当に利用していると認められること。

エ. 法人である場合において、反社会的勢力（注1）がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること。

オ. その他反社会的勢力（注1）と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

④ ①から③までに掲げるもののほか、保険契約者または被保険者が、①から③までの事由がある場合と同程度に当社のこれらの者に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(2) 当社は、被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当する場合は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約（注2）を解除することができます。

(3) (1)または(2)の規定による解除が傷害の発生した後になされた場合であっても、次条の規定にかかわらず、(1)の①から④までの事由または(2)の解除の原因となる事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、当社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

(4) 保険契約者または被保険者が(1)の③のア. からオ. までのいずれかに該当することにより(1)または(2)の規定による解除がなされた場合は、(3)の規定は、(1)の③のア. からオ. までのいずれにも該当しない被保険者に生じた補償金については適用しません。

（注1）反社会的勢力

暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

（注2）保険契約

その被保険者に係る部分にかぎります。

**第18条（保険契約解除の効力）**

保険契約の解除は、将来に向ってのみその効力を生じます。

**第19条（保険料の取扱い―告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）**

- (1) 第10条（告知義務）(1)により告げられた内容が事実と異なる場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料率と変更後の保険料率との差に基づき計算した保険料を返還または請求します。
- (2) 第11条（通知義務）(1)の変更の事実がある場合において、保険料率を変更する必要があるときは、当会社は、変更前料率（注1）と変更後料率（注2）との差に基づき、同条(1)の変更の事実が生じた時以降の期間（注3）に対し計算した保険料を返還または請求します。
- (3) 当会社は、保険契約者が(1)または(2)の規定による追加保険料の支払を怠った場合（注4）は、保険契約者に対する書面による通知をもって、この保険契約を解除することができます。
- (4) (1)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、補償保険金を支払いません。この場合において、既に補償保険金を支払っていたときは、当会社は、その返還を請求することができます。
- (5) (2)の規定による追加保険料を請求する場合において、(3)の規定によりこの保険契約を解除できるときは、当会社は、第11条（通知義務）(1)の変更の事実があった後に生じた事故による傷害に対しては、変更前料率（注1）の変更後料率（注2）に対する割合により、補償保険金を削減して支払います。
- (6) (1)および(2)のほか、保険契約締結の後、保険契約者が書面をもって契約内容の変更を当会社に通知し、承認の請求を行い、当会社がこれを承認する場合において、保険料を変更する必要があるときは、当会社は、変更前の保険料と変更後の保険料との差に基づき計算した、未経過期間に対する保険料を返還または請求します。
- (7) (6)の規定により、追加保険料を請求する場合において、当会社の請求に対して、保険契約者がその支払を怠ったときは、当会社は、追加保険料領収前に生じた事故による傷害に対しては、契約内容の変更の承認の請求がなかったものとして、普通保険約款および付帯された他の特約に従い、補償保険金を支払います。

**（注1）変更前料率**

変更前の活動の範囲に対して適用された保険料率をいいます。

**（注2）変更後料率**

変更後の活動の範囲に対して適用されるべき保険料率をいいます。

**（注3）変更の事実が生じた時以降の期間**

保険契約者または被保険者の申出に基づく、第11条（通知義務）(1)の変更の事実が生じた時以降の期間をいいます。

**（注4）追加保険料の支払を怠った場合**

当会社が保険契約者に対し追加保険料の請求をしたにもかかわらず相当の期間内にその支払がなかった場合にかぎります。

**第20条（保険料の取扱い―無効の場合）**

第13条（保険契約の無効）の規定により、この保険契約が無効となる場合は、当会社は、保険料を返還しません。

**第21条（保険料の取扱い―失効の場合）**

第14条（保険契約の失効）の規定により、この保険契約が失効となる場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。ただし、補償対象者全員が第4条（死亡補償保険金の支払）の死亡補償保険金を支払うべき傷害によって死亡した場合は、保険料を返還しません。

**第22条（保険料の取扱い―取消しの場合）**

第15条（保険契約の取消し）の規定により、当会社がこの保険契約を取り消した場合は、当会社は、

保険料を返還しません。

**第23条（保険料の取扱い－解除の場合）**

- (1) 第10条（告知義務）(2)、第11条（通知義務）(5)、第17条（重大事由による解除）(1)または第19条（保険料の取扱い－告知義務・通知義務に伴う変更等の場合）(3)の規定により、当会社がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、未経過期間に対し日割をもって計算した保険料を返還します。
- (2) 第16条（保険契約者による保険契約の解除）の規定により、保険契約者がこの保険契約を解除した場合は、当会社は、保険料から既経過期間に対し別表2に掲げる短期料率によって計算した保険料を差し引いてその残額を返還します。

**第24条（調査、閲覧等）**

- (1) 当会社は、保険期間中いつでも、保険事故発生の予防措置の状況、災害補償規程等の調査、閲覧または提供を求めることができます。
- (2) (1)の調査の結果、不備がある場合は、当会社は、ただちにその改善を保険契約者または被保険者に要求することができます。

**第25条（事故の通知）**

- (1) 補償対象者が傷害を被った場合は、保険契約者または被保険者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に傷害発生の日時、場所、被災者の住所、氏名、傷害の状況を当会社に通知しなければなりません。この場合において、当会社が書面による通知もしくは説明を求めたときまたはその被災者の診断書もしくは死体検案書の提出を求めたときは、これに応じなければなりません。
- (2) 補償対象者が搭乗した航空機もしくは船舶が行方不明となった場合または遭難した場合は、保険契約者または被保険者は、その航空機もしくは船舶が行方不明となった日または遭難した日からその日を含めて30日以内に行方不明または遭難発生の状況を当会社に書面により通知しなければなりません。
- (3) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(1)もしくは(2)の規定に違反した場合、またはその通知もしくは説明について知っている事実を告げなかった場合もしくは事実と異なることを告げた場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

**第26条（補償保険金の請求）**

- (1) 当会社に対する保険金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行行使することができるものとします。
  - ① 死亡補償保険金については、補償対象者が死亡し、かつ死亡補償金の給付が決定された時
  - ② 後遺障害補償保険金については、次のア．またはイ．のいずれか早い時
    - ア．補償対象者に後遺障害が生じ、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
    - イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ後遺障害補償金の給付が決定された時
  - ③ 医療補償保険金については、次のア．またはイ．のいずれか早い時
    - ア．補償対象者の治療が終了し、かつ医療補償金の給付が決定された時
    - イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ医療補償金の給付が決定された時
- (2) 被保険者が補償保険金の支払を請求する場合は、別表3に掲げる書類のうち当会社が求めるものを提出しなければなりません。
- (3) 当会社は、事故の内容または傷害の程度等に応じ、保険契約者または被保険者に対して、(2)に掲げるもの以外の書類もしくは証拠の提出または当会社が行う調査への協力を求めることがあります。この場合は、当会社が求めた書類または証拠を速やかに提出し、必要な協力をしなければなりません。
- (4) 保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく(3)の規定に違反した場合、または(2)もしくは(3)の書類に事実と異なる記載をし、もしくはその書類もしくは証拠を偽造もしくは変造した場合は、当会社は、それによって当会社が被った損害の額を差し引いて補償保険金を支払います。

**第27条（補償保険金の支払時期）**

(1) 当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて30日以内に、当会社が補償保険金を支払うために必要な次の①から⑤までの事項の確認を終え、補償保険金を支払います。

- ① 補償保険金の支払事由発生の有無の確認に必要な事項として、事故の原因、事故発生の状況、傷害または損害発生の有無、被保険者に該当する事実および被災者に該当する事実
- ② 補償保険金が支払われない事由の有無の確認に必要な事項として、補償保険金が支払われない事由としてこの保険契約において定める事由に該当する事実の有無
- ③ 補償保険金を算出するための確認に必要な事項として、傷害の程度、事故と傷害または損害との関係、治療の経過および内容
- ④ 保険契約の効力の有無の確認に必要な事項として、この保険契約において定める解除、無効、失効または取消しの事由に該当する事実の有無
- ⑤ ①から④までのほか、被災者の傷害について被保険者が有する損害賠償請求権その他の債権および既に取得したものの有無および内容等、当会社が支払うべき補償保険金の額を確定するために確認が必要な事項

(2) (1)の確認をするため、次の①から⑤までに掲げる特別な照会または調査が不可欠な場合は、(1)の規定にかかわらず、当会社は、請求完了日(注1)からその日を含めて次の①から⑤までに掲げる日数(注2)を経過する日までに、補償保険金を支払います。この場合において、当会社は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者に対して通知するものとします。

- ① (1)の①から④までの事項を確認するための、警察、検察、消防その他の公の機関による捜査・調査結果の照会(注3) 180日
- ② (1)の①から④までの事項を確認するための、医療機関、検査機関その他の専門機関による診断、鑑定等の結果の照会 90日
- ③ (1)の③の事項のうち、後遺障害の内容およびその程度を確認するための、医療機関による診断、後遺障害の認定に係る専門機関による審査等の結果の照会 120日
- ④ 災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された災害の被災地域における(1)の①から⑤までの事項の確認のための調査 60日
- ⑤ (1)の①から⑤までの事項の確認を日本国内において行うための代替的な手段がない場合の日本国外における調査 180日

(3) (1)および(2)に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者または被保険者が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(注4)は、これにより確認が遅延した期間については、(1)または(2)の期間に算入しないものとします。

(4) (1)または(2)の規定による補償保険金の支払は、保険契約者または被保険者と当会社があらかじめ合意した場合を除いては、日本国内において、日本国通貨をもって行うものとします。

(注1) 請求完了日

被保険者が前条(2)の規定による手続を完了した日をいいます。

(注2) 次の①から⑤までに掲げる日数

①から⑤までの複数のに該当する場合は、そのうち最長の日数とします。

(注3) 照会

弁護士法(昭和24年法律第205号)に基づく照会その他法令に基づく照会を含みます。

(注4) これに応じなかった場合

必要な協力を行わなかった場合を含みます。

## 第28条(当会社の指定する医師が作成した診断書等の要求)

(1) 当会社は、第25条(事故の通知)の通知または第26条(補償保険金の請求)の規定による請求を受けた場合は、傷害の程度の認定その他補償保険金の支払にあたり必要な限度において、保険契約者または

被保険者に対し当会社の指定する医師が作成した被災者の診断書または死体検案書の提出を求めることができます。

(2) (1)の規定による診断または死体の検案（注1）のために要した費用（注2）は、当会社が負担します。

（注1）死体の検案

死体について、死亡の事実を医学的に確認することをいいます。

（注2）費用

収入の喪失を含みません。

#### **第29条（被災者への支払義務）**

(1) 被保険者は、第27条（補償保険金の支払時期）の規定により受領した補償保険金の全額をその被災者またはその法定相続人に支払わなければなりません。

(2) 被保険者は、(1)の支払を証明するために被災者またはその法定相続人の補償金受領書を補償保険金受領後30日以内に当会社に提出しなければなりません。ただし、被保険者が30日以内に被災者またはその法定相続人の補償金受領書を提出できないことを当会社が認めた場合を除きます。

(3) (1)または(2)の規定に違反した場合は、被保険者は既に受領した補償保険金を当会社に返還しなければなりません。

#### **第30条（時効）**

保険金請求権は、第26条（補償保険金の請求）(1)に定める時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

#### **第31条（代位）**

(1) 損害が生じたことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、当会社がその損害に対して補償保険金を支払ったときは、その債権は当会社に移転します。ただし、移転するのは次の①または②のいずれかの額を限度とします。

① 当会社が損害の額の全額を補償保険金として支払った場合

被保険者が取得した債権の全額

② ①以外の場合

被保険者が取得した債権の額から、補償保険金が支払われていない損害の額を差し引いた額

(2) (1)の②の場合において、当会社に移転せずに被保険者が引き続き有する債権は、当会社に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。

(3) 保険契約者および被保険者は、当会社が取得する(1)または(2)の債権の保全および行使ならびにそのために当会社が必要とする証拠および書類の入手に協力しなければなりません。この場合において、当会社に協力するために必要な費用は、当会社の負担とします。

#### **第32条（保険契約者の変更）**

(1) 保険契約締結の後、保険契約者は、当会社の承認を得て、この保険契約に適用される普通保険約款および特約に関する権利および義務を第三者に移転させることができます。

(2) (1)の規定による移転を行う場合は、保険契約者は書面をもってその旨を当会社に申し出て、承認の請求を行わなければなりません。

#### **第33条（訴訟の提起）**

この保険契約に関する訴訟については、日本国内における裁判所に提起するものとします。

#### **第34条（準拠法）**

この普通保険約款に規定のない事項については、日本国の法令に準拠します。



別表 1 後遺障害等級表（平成25年改定）

| 等級  | 後遺障害                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 保険金<br>支払割合 |
|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 第1級 | (1) 両眼が失明したもの<br>(2) 咀嚼 <sup>そ</sup> しゃくおよび言語の機能を廃したもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの<br>(5) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>(6) 両上肢の用を全廃したもの<br>(7) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>(8) 両下肢の用を全廃したもの                                                                 | 100%        |
| 第2級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力（視力の測定は万国式試視力表によるものとします。以下同様とします。）が0.02以下になったもの<br>(2) 両眼の矯正視力が0.02以下になったもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの<br>(5) 両上肢を手関節以上で失ったもの<br>(6) 両下肢を足関節以上で失ったもの                                                                    | 89%         |
| 第3級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.06以下になったもの<br>(2) 咀嚼 <sup>そ</sup> しゃくまたは言語の機能を廃したもの<br>(3) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの<br>(5) 両手の手指の全部を失ったもの（手指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいいます。以下同様とします。）                                        | 78%         |
| 第4級 | (1) 両眼の矯正視力が0.06以下になったもの<br>(2) 咀嚼 <sup>そ</sup> しゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの<br>(3) 両耳の聴力を全く失ったもの<br>(4) 1上肢をひじ関節以上で失ったもの<br>(5) 1下肢をひざ関節以上で失ったもの<br>(6) 両手の手指の全部の用を廃したもの（手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、または中手指節関節もしくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）<br>(7) 両足をリスフラン関節以上で失ったもの  | 69%         |
| 第5級 | (1) 1眼が失明し、他眼の矯正視力が0.1以下になったもの<br>(2) 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの<br>(4) 1上肢を手関節以上で失ったもの<br>(5) 1下肢を足関節以上で失ったもの<br>(6) 1上肢の用を全廃したもの<br>(7) 1下肢の用を全廃したもの<br>(8) 両足の足指の全部を失ったもの（足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいいます。以下同様とします。） | 59%         |
| 第6級 | (1) 両眼の矯正視力が0.1以下になったもの<br>(2) 咀嚼 <sup>そ</sup> しゃくまたは言語の機能に著しい障害を残すもの<br>(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>(4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解                                                                                                                                | 50%         |



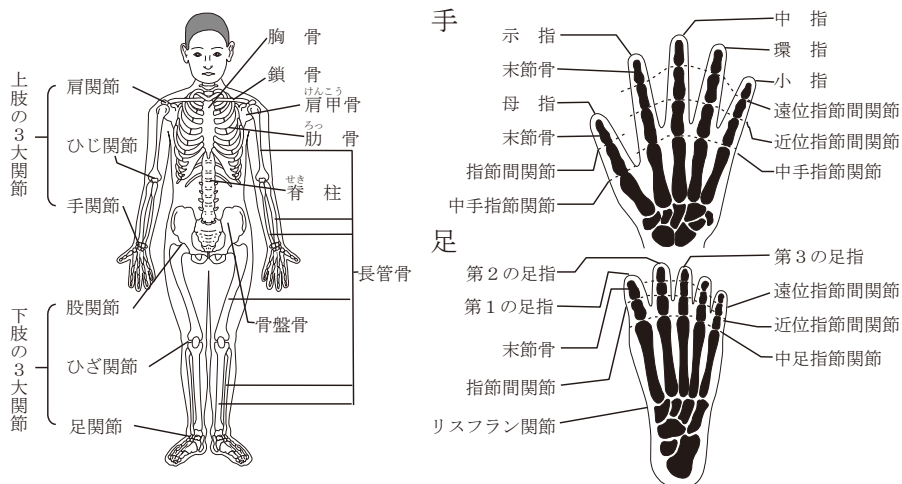
|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|       | <p>することができない程度になったもの</p> <p>(5) 脊柱に著しい変形または運動障害を残すもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 2 関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指を失ったもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |     |
| 第 7 級 | <p>(1) 1 眼が失明し、他眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 両耳の聴力が 40cm 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(3) 1 耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(4) 神経系統の機能または精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの</p> <p>(6) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指を失ったもの</p> <p>(7) 1 手の 5 の手指または母指を含み 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 足をリスフラン関節以上で失ったもの</p> <p>(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すもの</p> <p>(11) 両足の足指の全部の用を廃したもの（足指の用を廃したものとは、第 1 の足指は末節骨の半分以上、その他の足指は遠位指節間関節以上を失ったものまたは中足指節関節もしくは近位指節間関節（第 1 の足指にあつては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいいます。以下同様とします。）</p> <p>(12) 外貌に著しい醜状を残すもの</p> <p>(13) 両側の辜丸を失ったもの</p> | 42% |
| 第 8 級 | <p>(1) 1 眼が失明し、または 1 眼の矯正視力が 0.02 以下になったもの</p> <p>(2) 脊柱に運動障害を残すもの</p> <p>(3) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指を失ったもの</p> <p>(4) 1 手の母指を含み 3 の手指または母指以外の 4 の手指の用を廃したもの</p> <p>(5) 1 下肢を 5 cm 以上短縮したもの</p> <p>(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したもの</p> <p>(8) 1 上肢に偽関節を残すもの</p> <p>(9) 1 下肢に偽関節を残すもの</p> <p>(10) 1 足の足指の全部を失ったもの</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 34% |
| 第 9 級 | <p>(1) 両眼の矯正視力が 0.6 以下になったもの</p> <p>(2) 1 眼の矯正視力が 0.06 以下になったもの</p> <p>(3) 両眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの</p> <p>(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの</p> <p>(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの</p> <p>(6) 咀嚼および言語の機能に障害を残すもの</p> <p>(7) 両耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの</p> <p>(8) 1 耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が 1 m 以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの</p> <p>(9) 1 耳の聴力を全く失ったもの</p> <p>(10) 神経系統の機能または精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの</p> <p>(12) 1 手の母指または母指以外の 2 の手指を失ったもの</p> <p>(13) 1 手の母指を含み 2 の手指または母指以外の 3 の手指の用を廃したもの</p> <p>(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの</p> <p>(15) 1 足の足指の全部の用を廃したもの</p>                            | 26% |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |     |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | (16) 外貌に相当程度の醜状を残すもの<br>(17) 生殖器に著しい障害を残すもの                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |     |
| 第10級 | (1) 1眼の矯正視力が0.1以下になったもの<br>(2) 正面視で複視を残すもの<br>(3) 咀嚼または言語の機能に障害を残すもの<br>(4) 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの<br>(6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの<br>(7) 1手の母指または母指以外の2の手指の用を廃したもの<br>(8) 1下肢を3 cm以上短縮したもの<br>(9) 1足の第1の足指または他の4の足指を失ったもの<br>(10) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの<br>(11) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの                                                                       | 20% |
| 第11級 | (1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>(2) 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの<br>(4) 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(5) 両耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>(6) 1耳の聴力が40cm以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの<br>(7) 脊柱に変形を残すもの<br>(8) 1手の示指、中指または環指を失ったもの<br>(9) 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したもの<br>(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの                                                                                             | 15% |
| 第12級 | (1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すもの<br>(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの<br>(3) 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(4) 1耳の耳殻の大部分を欠損したもの<br>(5) 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨または骨盤骨に著しい変形を残すもの<br>(6) 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>(7) 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの<br>(8) 長管骨に変形を残すもの<br>(9) 1手の小指を失ったもの<br>(10) 1手の示指、中指または環指の用を廃したもの<br>(11) 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったものまたは第3の足指以下の3の足指を失ったもの<br>(12) 1足の第1の足指または他の4の足指の用を廃したもの<br>(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの<br>(14) 外貌に醜状を残すもの | 10% |
| 第13級 | (1) 1眼の矯正視力が0.6以下になったもの<br>(2) 1眼に半盲症、視野狭窄または視野変状を残すもの<br>(3) 正面視以外で複視を残すもの<br>(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残しまたはまつげはげを残すもの<br>(5) 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(6) 胸腹部臓器の機能に障害を残すもの<br>(7) 1手の小指の用を廃したもの<br>(8) 1手の母指の指骨の一部を失ったもの<br>(9) 1下肢を1 cm以上短縮したもの<br>(10) 1足の第3の足指以下の1または2の足指を失ったもの                                                                                                                                                         | 7%  |

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |     |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
|      | (11) 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものまたは第3の足指以下の3の足指の用を廃したもの                                                                                                                                                                                                                                        |     |
| 第14級 | (1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すもの<br>(2) 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの<br>(3) 1耳の聴力が1 m以上の距離では小声を解することができない程度になったもの<br>(4) 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>(5) 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの<br>(6) 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの<br>(7) 1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったもの<br>(8) 1足の第3の足指以下の1または2の足指の用を廃したもの<br>(9) 局部に神経症状を残すもの | 4 % |

注1 上肢、下肢、手指および足指の障害の規定中「以上」とはその関節より心臓に近い部分をいいます。

注2 関節等の説明図



別表 2

短期料率表

短期料率は、年料率に下記割合を乗じたものである。

| 既経過期間   | 割合（％） |
|---------|-------|
| 15 日まで  | 10    |
| 1 か月まで  | 20    |
| 2 か月まで  | 30    |
| 3 か月まで  | 40    |
| 4 か月まで  | 50    |
| 5 か月まで  | 60    |
| 6 か月まで  | 70    |
| 7 か月まで  | 75    |
| 8 か月まで  | 80    |
| 9 か月まで  | 85    |
| 10 か月まで | 90    |
| 11 か月まで | 95    |
| 1 年まで   | 100   |

別表3 補償保険金請求書類

| 提出書類 \ 補償保険金種類                                                                                 | 死<br>亡 | 後<br>遺<br>障<br>害 | 医<br>療 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|------------------|--------|
| 1. 補償保険金請求書                                                                                    | ○      | ○                | ○      |
| 2. 保険証券                                                                                        | ○      | ○                | ○      |
| 3. 当会社の定める傷害状況報告書                                                                              | ○      | ○                | ○      |
| 4. 補償金給付決定通知書                                                                                  | ○      | ○                | ○      |
| 5. 被災者の死亡診断書または死体検案書                                                                           | ○      |                  |        |
| 6. 後遺障害の程度を証明する医師の診断書                                                                          |        | ○                |        |
| 7. 傷害の程度を証明する医師の診断書                                                                            |        |                  | ○      |
| 8. 入院日数または通院日数を記載した病院または診療所の証明書                                                                |        |                  | ○      |
| 9. 被災者の戸籍謄本                                                                                    | ○      |                  |        |
| 10. 公の機関（やむを得ない場合は、第三者）の事故証明書                                                                  | ○      | ○                | ○      |
| 11. 委任を証する書類および委任を受けた者の印鑑証明書（補償保険金の請求を第三者に委任する場合）                                              | ○      | ○                | ○      |
| 12. その他当社が第27条（補償保険金の支払時期）（1）に定める必要な事項の確認を行うために欠くことのできない書類または証拠として保険契約締結の際に当社が交付する書面等において定めたもの | ○      | ○                | ○      |

注 補償保険金を請求する場合は、○を付した書類のうち当社が求めるものを提出しなければなりません。

## スポーツ災害補償特約

### 第1条（身体の傷害）

(1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が保険証券記載のアマチュア・スポーツ活動中または社会教育活動中に急激かつ偶然な外来の事故により被った身体の傷害をいいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>㊦</sup>を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

### 第2条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、スポーツを職業または職務とする補償対象者が、職業上または職務上行うスポーツ活動中に被った傷害に対しては、補償保険金を支払いません。



# 施設災害補償特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用 語 | 定 義                              |
|-----|----------------------------------|
| 施 設 | 被保険者の所有、使用または管理する保険証券記載の施設をいいます。 |

## 第2条（身体の傷害）

(1) 普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の「身体の傷害」とは、補償対象者が施設内において、急激かつ偶然な外来の事故(注1)により被った身体の傷害をいいます。

(2) (1)の傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(注2)</sup>を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

(注1) 急激かつ偶然な外来の事故

以下この特約において「事故」といいます。

(注2) 中毒症状

継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。

## 第3条（補償保険金を支払わない場合）

当社は、普通保険約款第3条（補償保険金を支払わない場合）に規定する場合のほか、次の①から⑤までのいずれかに該当する傷害については補償保険金を支払いません。

- ① 被保険者の被用者が被保険者の業務に従事中に被った傷害
- ② 被保険者から施設を賃借する者もしくはその従業員または被保険者から施設を賃借する者と住居および生計を共にする親族がその施設における事故によって被った傷害
- ③ 施設の保守、点検、清掃等の作業に従事する者が、それらの作業に従事中に被った傷害
- ④ 補償対象者が施設の新築、改築、増築、改造、修理、取りこわしその他の工事によって被った傷害
- ⑤ 補償対象者が別表に定める運動を行っている間に生じた事故による傷害

## 別表 第3条（補償保険金を支払わない場合）⑤の運動等

山岳登山、リュージュ、ボブスレー、グライダー操縦、スカイダイビング、スキューバーダイビング、外洋におけるヨット操縦、パラセール搭乗、ハンググライダー搭乗、その他これらに類する危険な運動

# 入院医療補償保険金および通院医療補償保険金の 支払に関する特約

## 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の意味は、次の定義によります。

| 用 語 | 定 義                                                                           |
|-----|-------------------------------------------------------------------------------|
| 通 院 | 病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 |

## 第2条（入院医療補償保険金の支払）

(1) 当会社は、普通保険約款第6条（医療補償保険金の支払）の規定にかかわらず、補償対象者が同第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として入院し、入院医療補償金の給付が決定された場合は、入院した治療日数(注1)に応じて次に規定する金額を入院医療補償保険金として被保険者に支払います。

| 「普通」       |         | 「特別型」      |          | 「特別倍型」     |          |
|------------|---------|------------|----------|------------|----------|
| 入院日数       | 保 険 金   | 入院日数       | 保 険 金    | 入院日数       | 保 険 金    |
| 1 日～ 15 日  | 10,000円 | 1 日～ 5 日   | 10,000円  | 1 日～ 5 日   | 20,000円  |
| 16 日～ 30 日 | 20,000円 | 6 日～ 15 日  | 30,000円  | 6 日～ 15 日  | 60,000円  |
| 31 日～ 60 日 | 30,000円 | 16 日～ 30 日 | 60,000円  | 16 日～ 30 日 | 120,000円 |
| 61 日～ 90 日 | 40,000円 | 31 日～ 60 日 | 90,000円  | 31 日～ 60 日 | 180,000円 |
| 91 日以上     | 50,000円 | 61 日～ 90 日 | 120,000円 | 61 日～ 90 日 | 240,000円 |
|            |         | 91 日以上     | 150,000円 | 91 日以上     | 300,000円 |

(2) (1)の入院した治療日数(注1)とは、事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数(注1)をいいます。

(3) 被災者が入院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において入院した治療日数(注1)に対して(1)の規定を適用します。

(注1) 入院した治療日数

入院した治療日数には、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号）第6条（臓器の摘出）の規定によって、同条第4項で定める医師により「脳死した者の身体」との判定を受けた後、その身体への処置がされた場合であって、その処置が同法附則第11条に定める医療給付関係各法の規定に基づく医療の給付としてされたものとみなされる処置(注2)であるときには、その処置日数を含みます。

(注2) 処置

医療給付関係各法の適用がない場合は、医療給付関係各法の適用があれば、医療の給付としてされたものとみなされる処置を含みます。

## 第3条（通院医療補償保険金の支払）

(1) 当会社は、前条に規定する入院医療補償保険金のほかに、補償対象者が普通保険約款第2条（補償保険金を支払う場合）の傷害を被り、その直接の結果として、通院し、通院医療補償金の給付が決定された場合は、通院した治療日数に応じて次に規定する金額を通院医療補償保険金として被保険者に支払います。

「特２－１型」

| 通院日数       | 保 険 金     |
|------------|-----------|
| 6 日～ 15 日  | 10, 000 円 |
| 16 日～ 30 日 | 30, 000 円 |
| 31 日～ 60 日 | 45, 000 円 |
| 61 日以上     | 60, 000 円 |

「特３－１型」

| 通院日数       | 保 険 金      |
|------------|------------|
| 6 日～ 15 日  | 20, 000 円  |
| 16 日～ 30 日 | 60, 000 円  |
| 31 日～ 60 日 | 90, 000 円  |
| 61 日以上     | 120, 000 円 |

「特２－２型」

| 通院日数       | 保 険 金     |
|------------|-----------|
| 1 日～ 5 日   | 5, 000 円  |
| 6 日～ 15 日  | 10, 000 円 |
| 16 日～ 30 日 | 30, 000 円 |
| 31 日～ 60 日 | 45, 000 円 |
| 61 日以上     | 60, 000 円 |

「特３－２型」

| 通院日数       | 保 険 金      |
|------------|------------|
| 1 日～ 5 日   | 5, 000 円   |
| 6 日～ 15 日  | 20, 000 円  |
| 16 日～ 30 日 | 60, 000 円  |
| 31 日～ 60 日 | 90, 000 円  |
| 61 日以上     | 120, 000 円 |

- (2) (1)の治療の期間において、補償対象者が通院しない場合であっても、次の①から④までのいずれかに該当する部位を固定するためにギプス等(注１)を常時装着したときには、その装着日数を含みます。ただし、被保険者以外の医師の指示による固定であること(注２)、かつ、診断書、診療報酬明細書等から次の①から④までのいずれかに該当する部位をギプス等(注１)装着により固定していることが確認できる場合にかぎります。

- ① 長管骨(注３)または<sup>せき</sup>脊柱
- ② 長管骨(注３)に接続する３大関節部分(注４)
- ③ 肋骨または胸骨。ただし、体幹部を固定した場合にかぎります。
- ④ 顎骨または顎関節。ただし、線副子等で上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。

- (3) 当会社は、(1)および(2)の規定にかかわらず、前条に規定する入院医療補償保険金が支払われる入院治療中の通院および事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院については、(1)の通院した治療日数に含めません。

- (4) 被災者が通院治療中に重ねて(1)の傷害を被った場合は、最初の事故の発生の日からその日を含めて180日を経過するまでの間において通院した治療日数に対して(1)の規定を適用します。

(注１) ギプス等

ギプス（キャスト）、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子（シーネ、スプリント）固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース（下腿(たい)骨骨折後に装着したものにつき、骨癒合に至るまでの医師が装着を指示した期間が診断書上明確な場合にかぎります。）、線副子等（上下顎を一体的に固定した場合にかぎります。）およびハローベストをいいます。

(注２) 医師の指示による固定であること

診断書または医師の意見書に固定に関する記載がある場合にかぎります。

(注３) 長管骨

上肢の<sup>とう</sup>上腕骨、橈骨および尺骨ならびに下肢の<sup>たい</sup>大腿骨、<sup>けい</sup>脛骨および<sup>ひ</sup>腓骨をいいます。

(注４) ３大関節部分

上肢の肩関節、肘関節および手関節ならびに下肢の股関節、膝関節および足関節をいいます。

第４条（保険金請求権の発生時期）

当会社に対するこの特約の保険金請求権は、次の時から発生し、これを行行使することができるものと

します。

① 入院医療補償保険金については、次のア．またはイ．のいずれか早い時

ア．補償対象者の治療のための入院が終了し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時

イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ入院医療補償金の給付が決定された時

② 通院医療補償保険金については、次のア．またはイ．のいずれか早い時

ア．補償対象者の治療のための通院が終了し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時

イ．事故の発生の日からその日を含めて180日を経過し、かつ通院医療補償金の給付が決定された時

第5条（普通保険約款の読み替え）

この特約については、普通保険約款を次のとおり読み替えて適用します。

① 第30条（時効）の規定中「第26条（補償保険金の請求）(1)に定める時」とあるのは「この特約第4条（保険金請求権の発生時期）に定める時」

② 別表3の規定中「医療」とあるのは「入院医療または通院医療」

第6条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款の規定を準用します。

## 追加被保険者追加条項（地方自治体特約条項用） （全国市長会用）

### 第1条（私人の被保険者への追加）

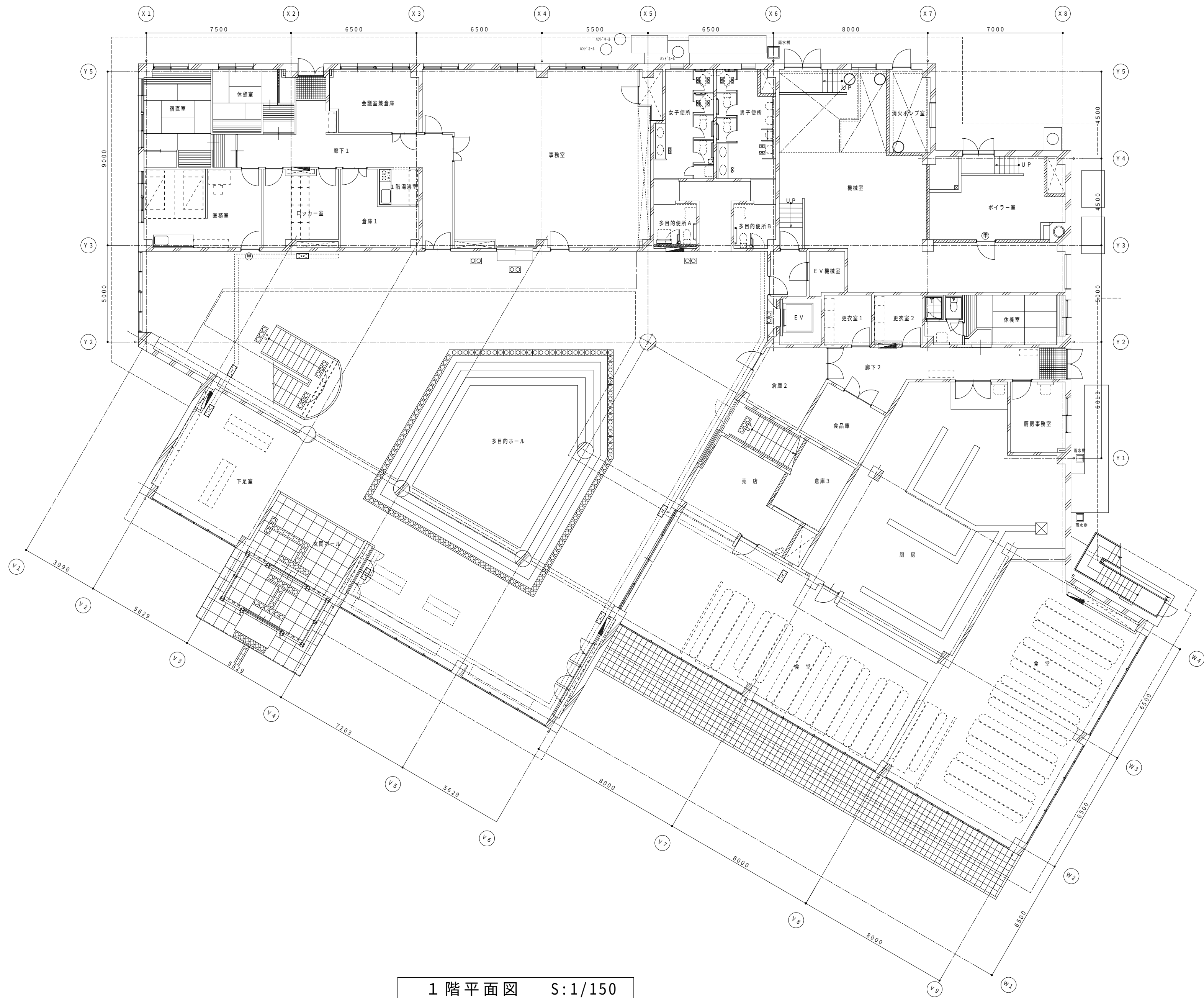
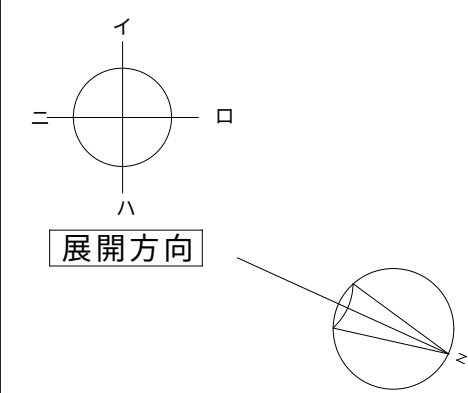
地方自治体特約条項（以下「特約条項」といいます。）の被保険者には、記名被保険者から業務委託を受けたまたは記名被保険者の業務において有償ボランティアとして従事する私人（注）を含みます。ただし、記名被保険者の業務に関するかぎりにおいて、被保険者とします。

（注）私人

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号）の施行前において、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号に基づく特別職非常勤職員、同法17条に基づく一般職非常勤職員または同法22条に基づく臨時的任用職員として任用されていたまたは任用することが可能であった個人をいいます。

### 第2条（賠償責任保険普通保険約款等との関係）

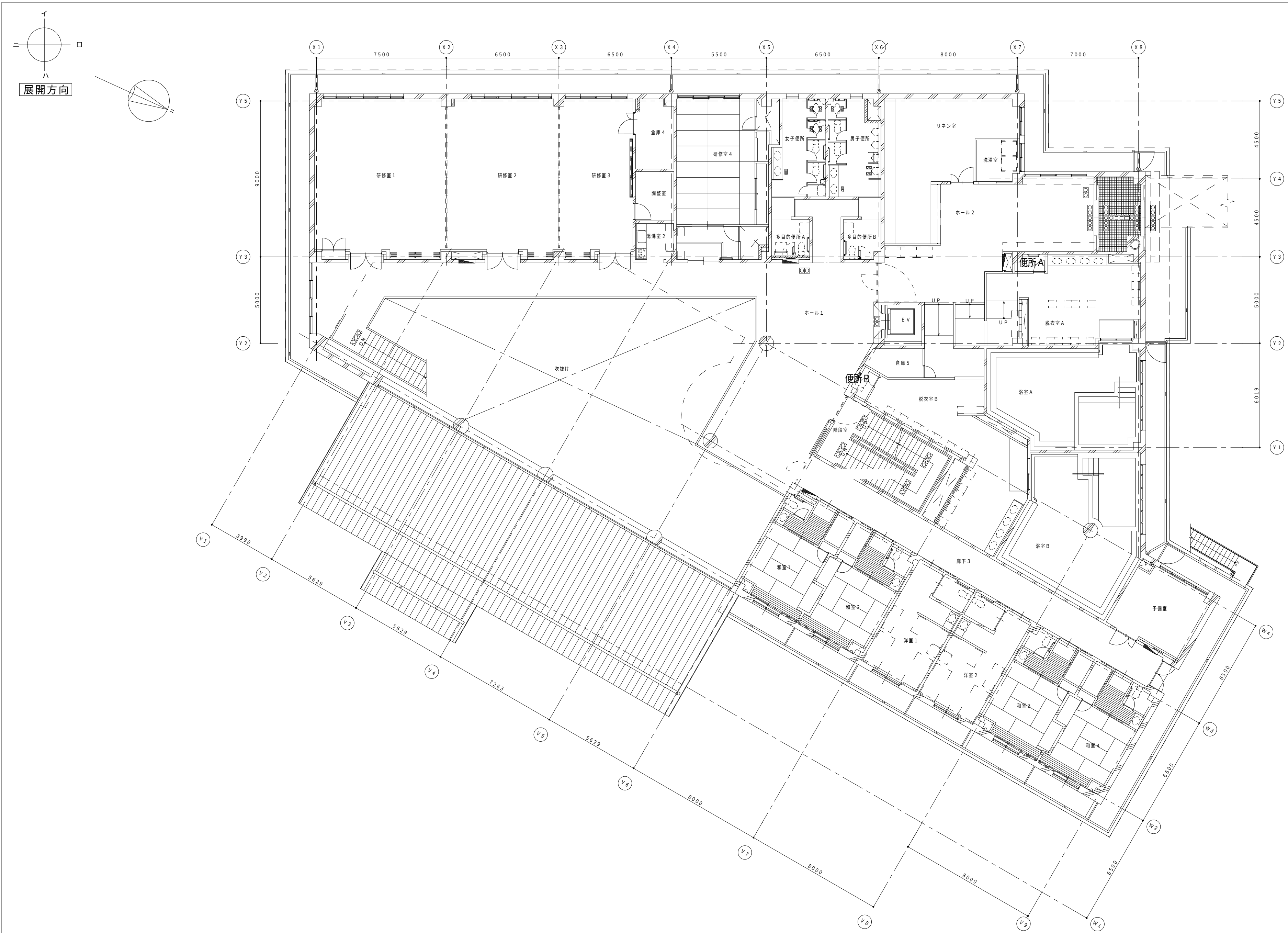
この追加条項に規定しない事項については、この追加条項の趣旨に反しないかぎり、賠償責任保険普通保険約款ならびに特約条項およびこの保険契約に適用される他の追加条項の規定を適用します。



1 階平面図 S:1/150

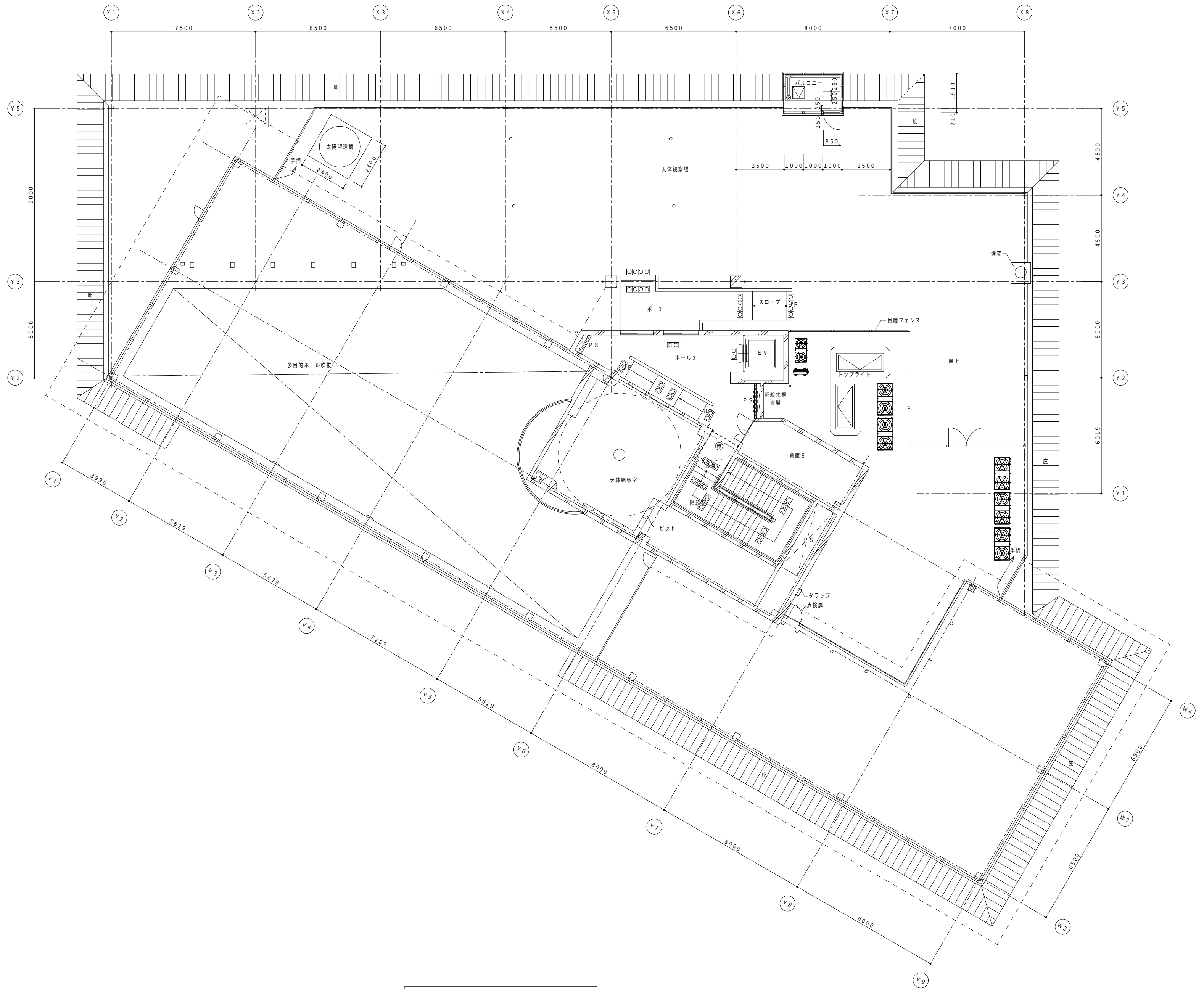
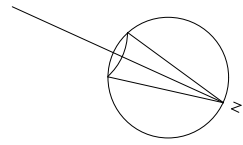
|  |  |  |                |             |                      |              |
|--|--|--|----------------|-------------|----------------------|--------------|
|  |  |  | 作成日<br>2016/11 | 修正日         | 工事名<br>宇治市総合野外活動センター | 図面番号<br>A-01 |
|  |  |  |                |             |                      |              |
|  |  |  |                |             |                      |              |
|  |  |  | 検印             | 縮尺<br>1/150 | 図面名<br>管理棟 1 階平面図    |              |





2 階平面図 S:1/150

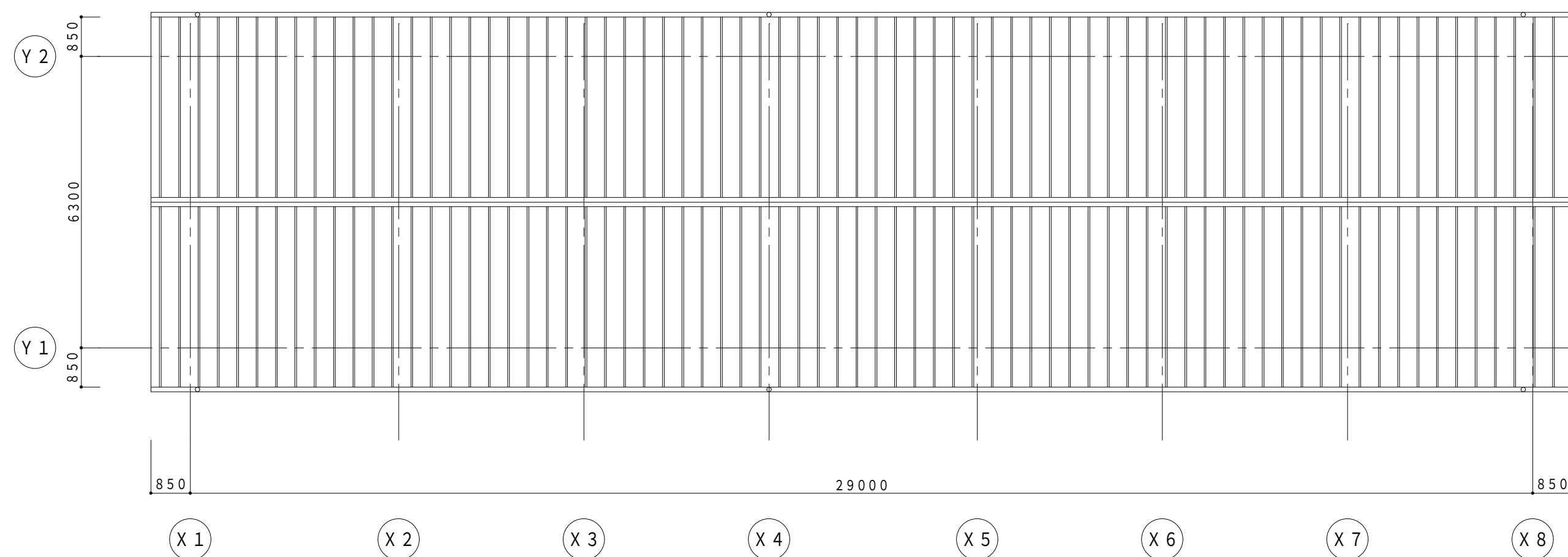
|  |  |  |     |         |       |     |               |              |
|--|--|--|-----|---------|-------|-----|---------------|--------------|
|  |  |  | 作成日 | 2016/11 | 修正日   | 工事名 | 宇治市総合野外活動センター | 図面番号<br>A-02 |
|  |  |  | 検印  |         | 縮尺    | 図面名 | 管理棟 2 階平面図    |              |
|  |  |  |     |         | 1/150 |     |               |              |



- 点字タイル
- 点字板

3 階 平 面 図 S:1/150

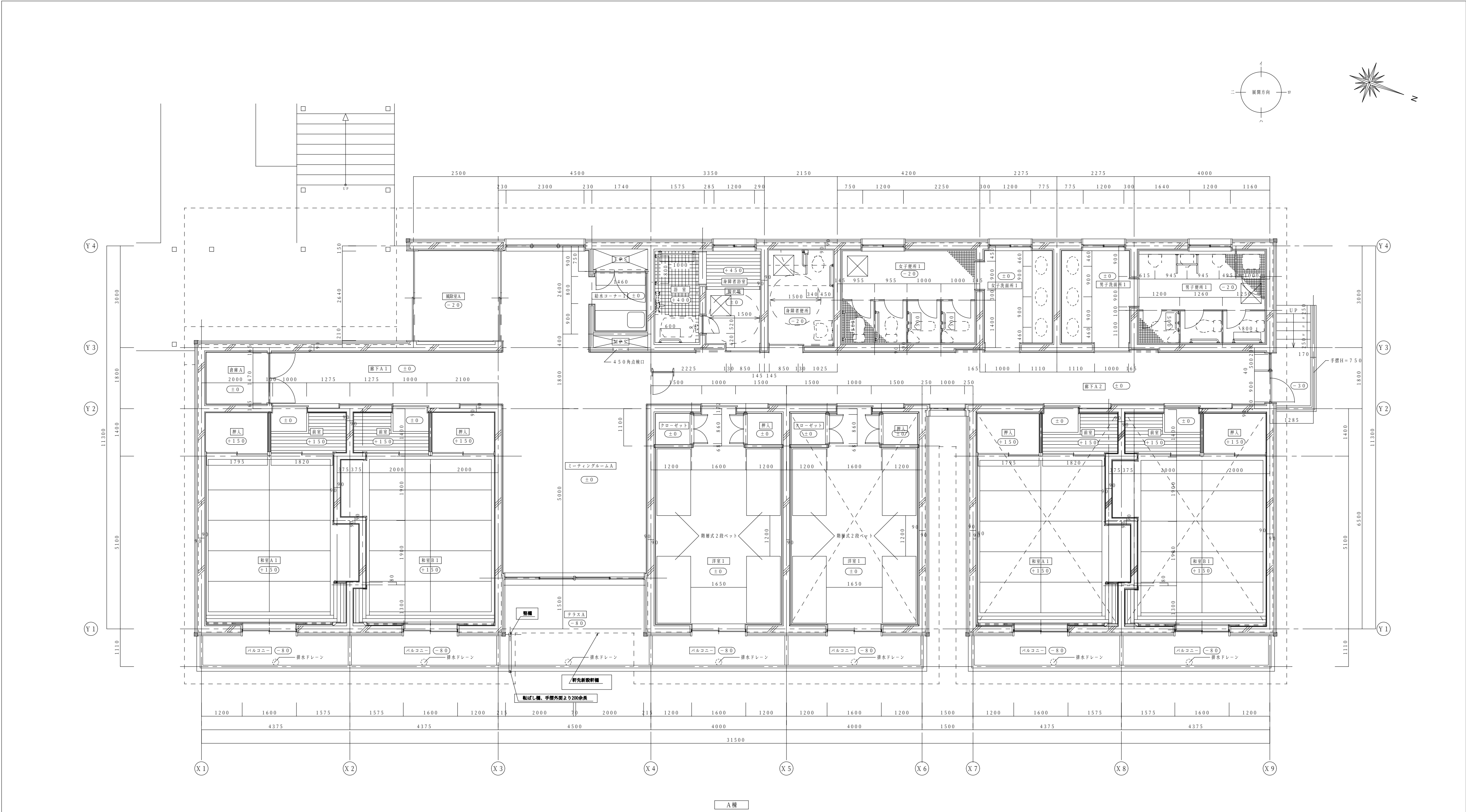
|  |  |  |     |         |       |     |               |              |
|--|--|--|-----|---------|-------|-----|---------------|--------------|
|  |  |  | 作成日 | 2016/11 | 修正日   | 工事名 | 宇治市総合野外活動センター | 図面番号<br>A-03 |
|  |  |  | 検印  |         | 縮尺    | 図面名 | 管理棟 3 階平面図    |              |
|  |  |  |     |         | 1/150 |     |               |              |



Architectural floor plan of a building with a total width of 29,000mm and a total depth of 8,900mm (2,600mm + 6,300mm). The plan is divided into several rooms: 作業室 (Workshop) 4,500mm wide, 待機室 (Waiting Room) 4,000mm wide, 倉庫 (Warehouse) 4,000mm wide, 発電機室 (Generator Room) 4,500mm wide, 電気室 (Electrical Room) 4,000mm wide, and another 4,000mm wide section. The plan includes various structural elements like walls, doors, windows, and equipment like a generator and electrical panels. Section lines A-A, B-B, and C-C are indicated. Grid lines X1-X8 and Y1-Y2 are shown.

|  |  |         |       |               |                  |
|--|--|---------|-------|---------------|------------------|
|  |  | 作成日     | 修正日   | 工事名           | 図面番号<br><br>A-30 |
|  |  | 2016/11 |       | 宇治市総合野外活動センター |                  |
|  |  | 検印      | 縮尺    | 図面名           |                  |
|  |  |         | 1/100 | 付属棟平面図、屋根伏図   |                  |

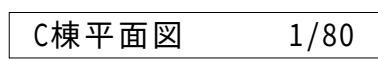




A棟平面図 S:1/75

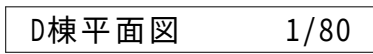
|  |  |  |  |         |      |               |                  |
|--|--|--|--|---------|------|---------------|------------------|
|  |  |  |  | 作成日     | 修正日  | 工事名           | 図面番号<br><br>A-11 |
|  |  |  |  | 2016/11 |      | 宇治市総合野外活動センター |                  |
|  |  |  |  | 検印      | 縮尺   | 図面名           |                  |
|  |  |  |  |         | 1/75 | 宿泊棟 A 棟平面図    |                  |



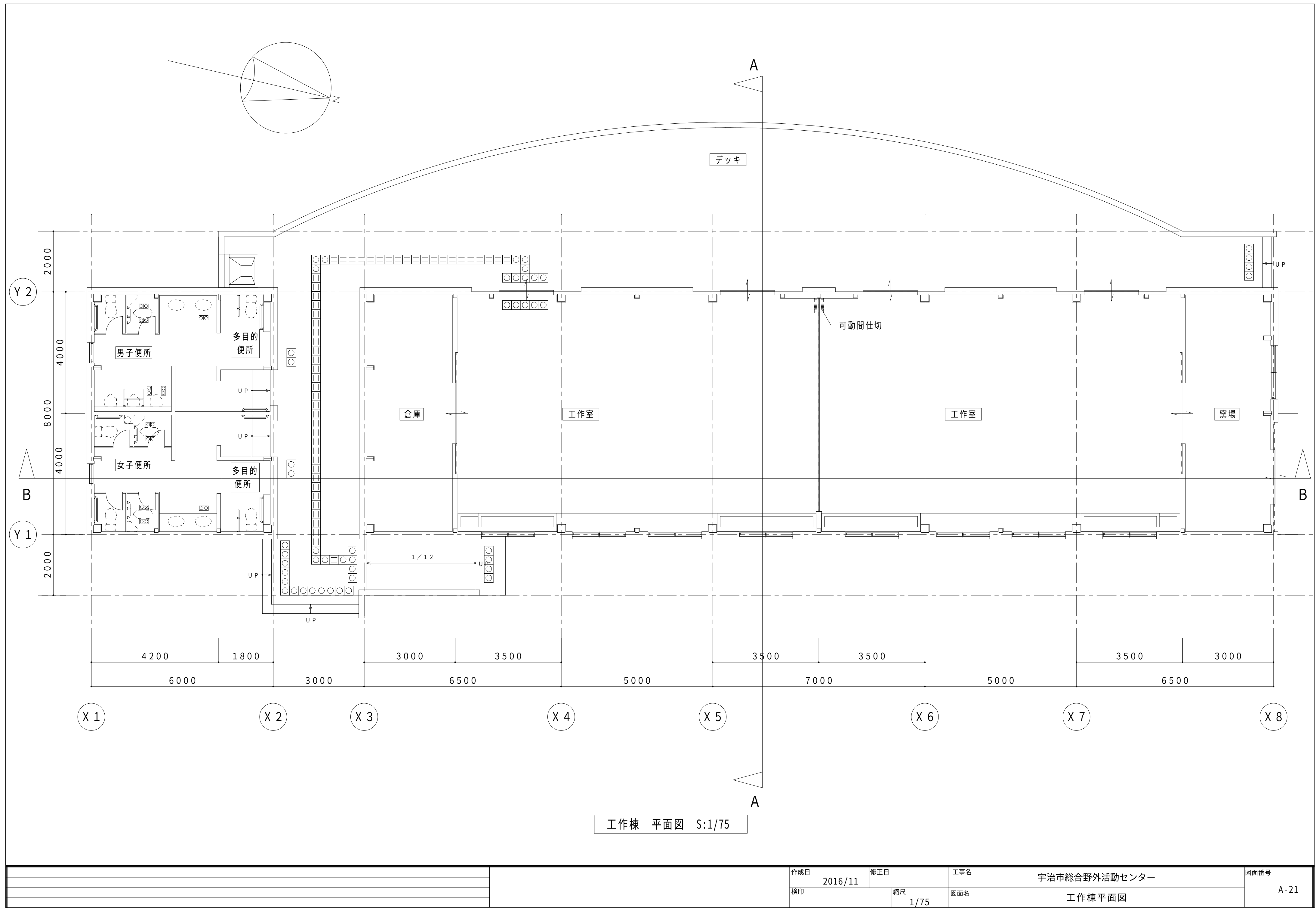


|  |  |         |      |               |                  |
|--|--|---------|------|---------------|------------------|
|  |  | 作成日     | 修正日  | 工事名           | 図面番号<br><br>A-13 |
|  |  | 2016/11 |      | 宇治市総合野外活動センター |                  |
|  |  | 検印      | 縮尺   | 図面名           |                  |
|  |  |         | 1/80 | 宿泊棟C棟平面図      |                  |



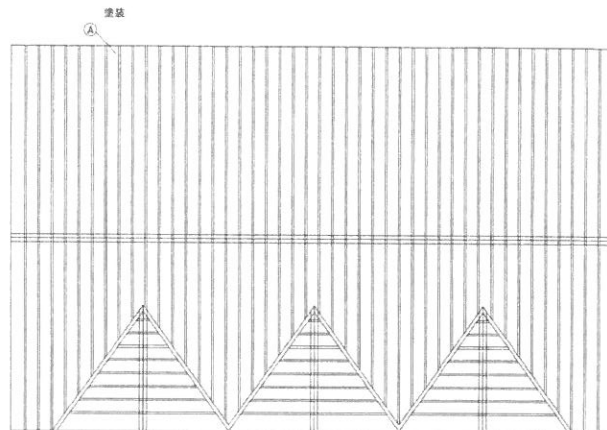


|  |  |     |         |     |      |     |               |      |      |
|--|--|-----|---------|-----|------|-----|---------------|------|------|
|  |  | 作成日 | 2016/11 | 修正日 |      | 工事名 | 宇治市総合野外活動センター | 図面番号 | A-14 |
|  |  | 検印  |         | 縮尺  | 1/80 | 図面名 | 宿泊棟 D 棟 平面図   |      |      |
|  |  |     |         |     |      |     |               |      |      |



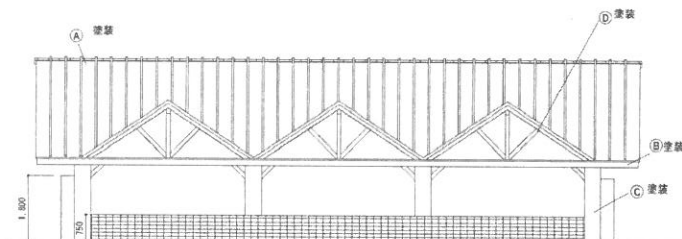
工作棟 平面図 S:1/75

|  |  |  |     |         |      |     |               |              |
|--|--|--|-----|---------|------|-----|---------------|--------------|
|  |  |  | 作成日 | 2016/11 | 修正日  | 工事名 | 宇治市総合野外活動センター | 図面番号<br>A-21 |
|  |  |  | 検印  |         | 縮尺   | 図面名 | 工作棟平面図        |              |
|  |  |  |     |         | 1/75 |     |               |              |

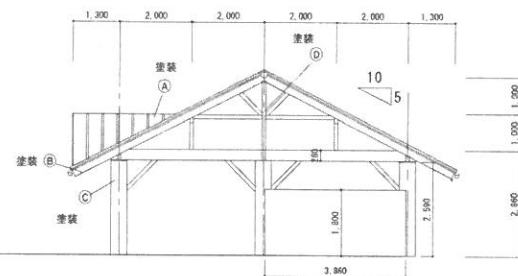


屋根伏図 S:1/100

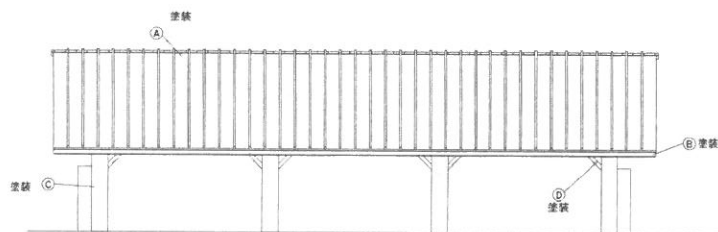
| 記号  | 仕 上                                                                |
|-----|--------------------------------------------------------------------|
| (A) | 瓦葺き (ガリバリウム鋼板葺き O-4)<br>改修: 塗装3級ポリウレタン樹脂塗料 B種 下地処理: RA種<br>※松厚 1.5 |
| (B) | 改修: 塗装 (WP) 下地処理: RA種                                              |
| (C) | コンクリート打放し 改修: 塗装 (9925821-7)<br>下地処理: 高圧洗浄・ボンド000・素地こしらえ           |
| (D) | ※松厚 1.5<br>改修: 塗装 (WP) 下地処理: RA種                                   |
|     |                                                                    |
|     |                                                                    |
|     |                                                                    |
|     |                                                                    |
|     |                                                                    |
|     |                                                                    |



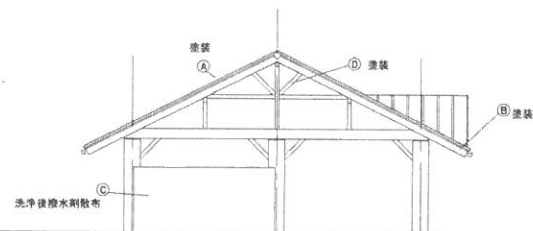
東側立面図 S:1/100



北側立面図 S:1/100

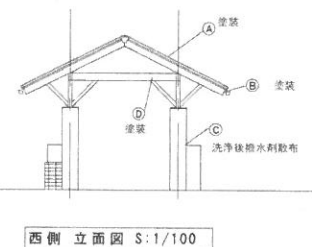
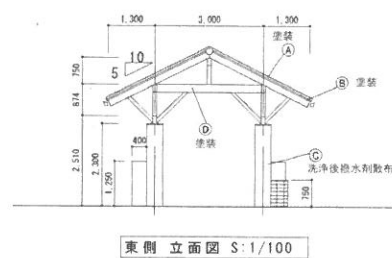
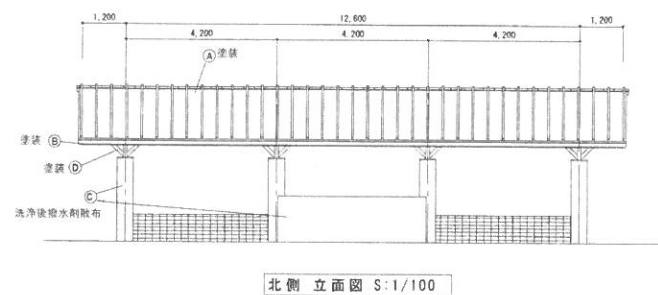
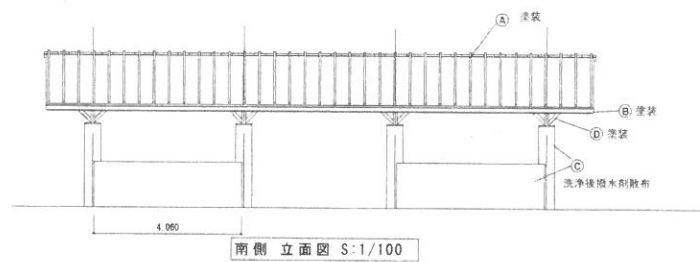
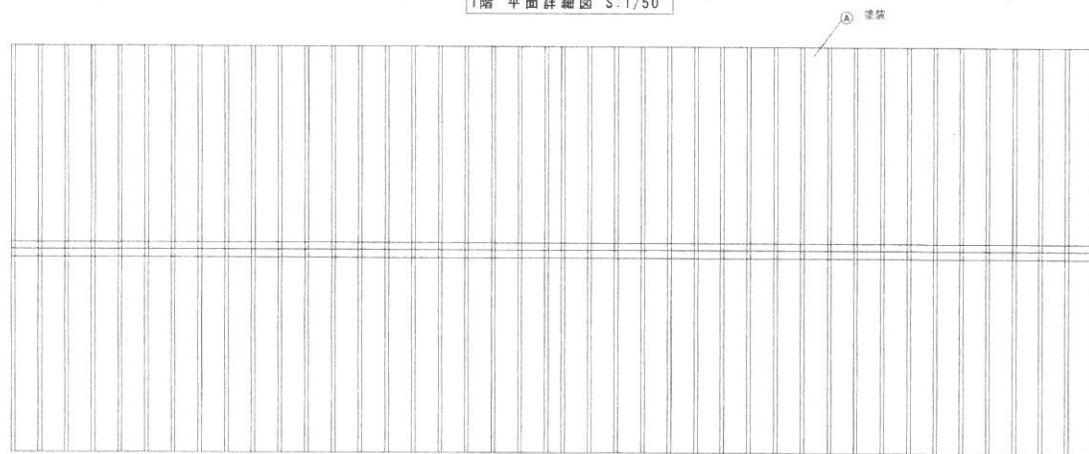
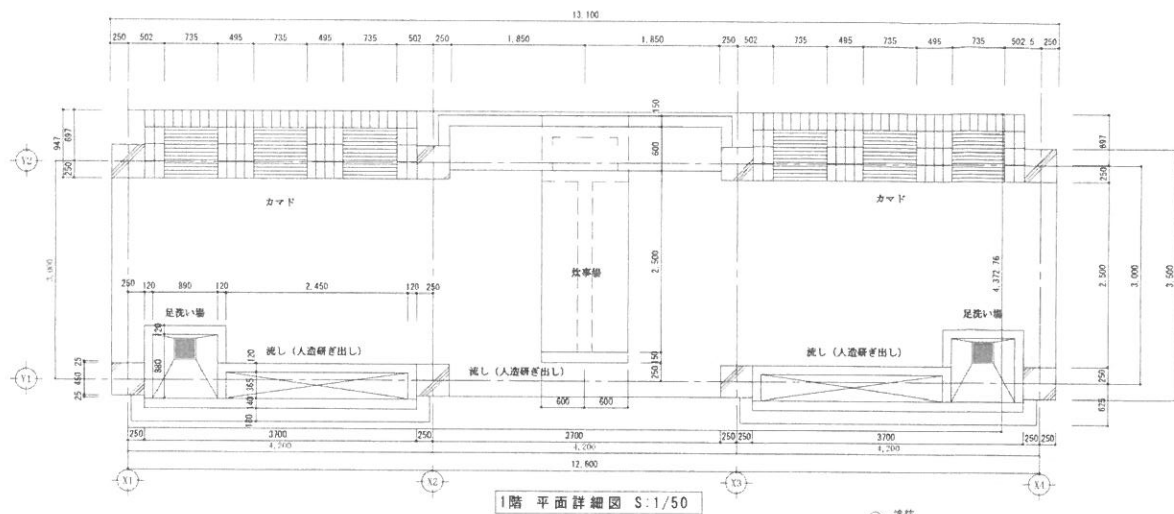


西側立面図 S:1/100



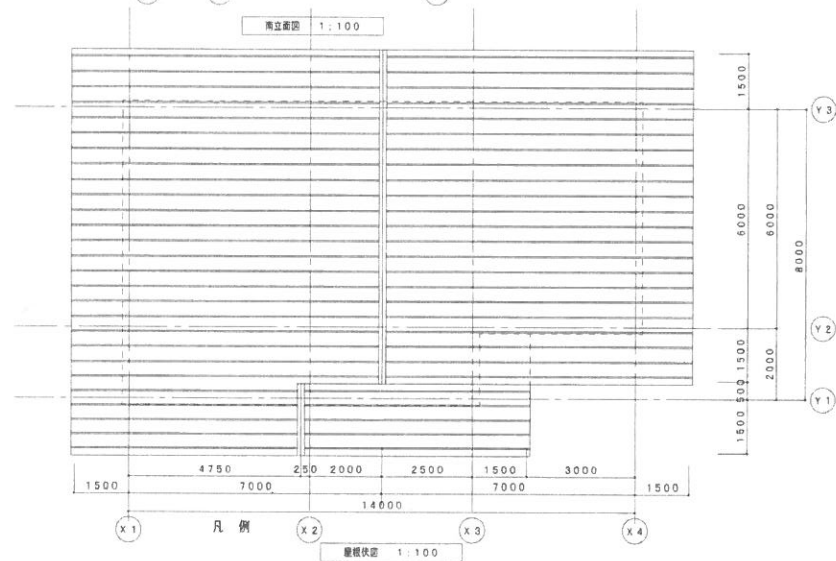
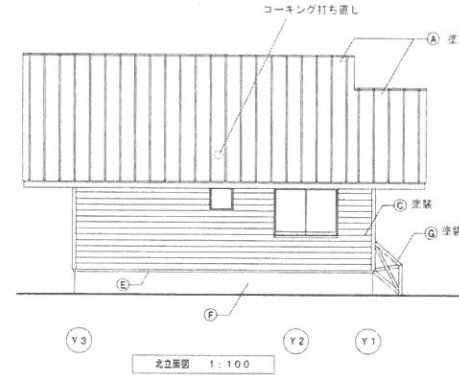
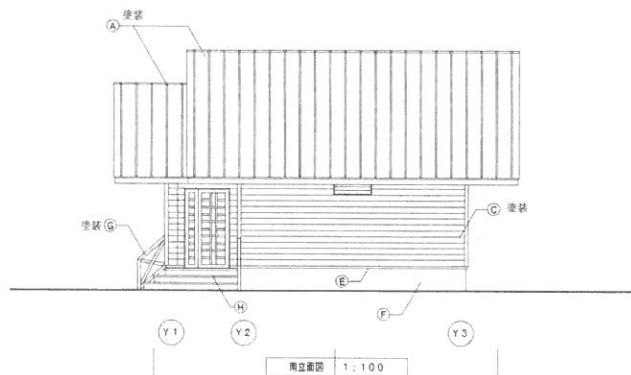
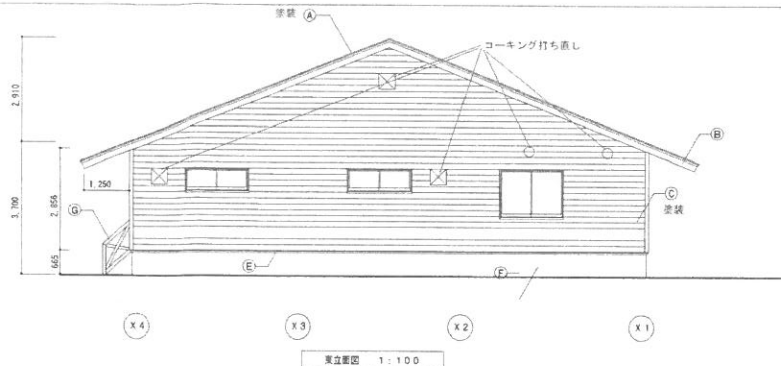
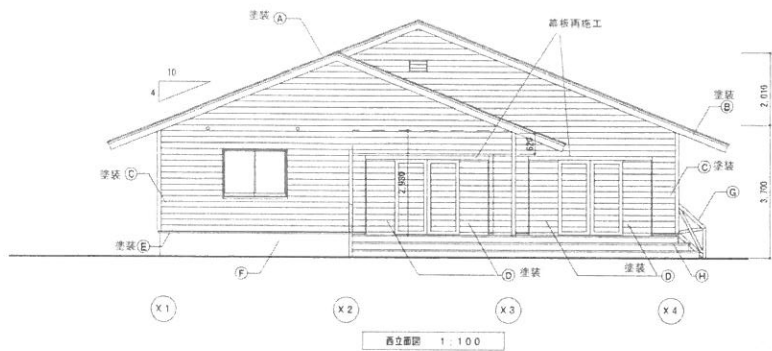
南側立面図 S:1/100

## 改修図



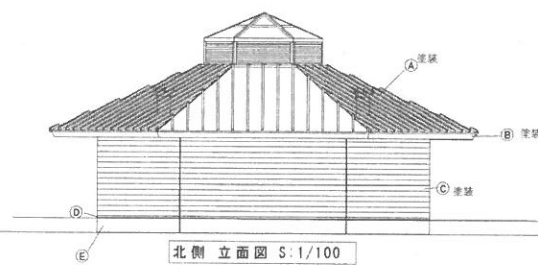
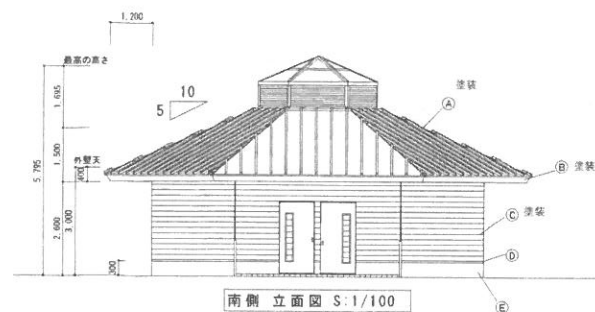
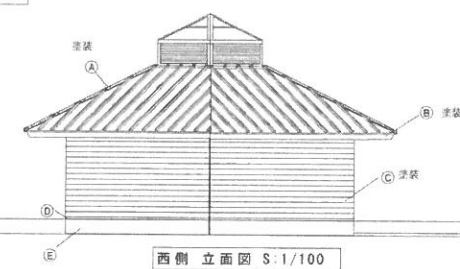
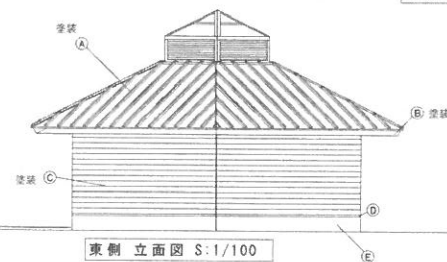
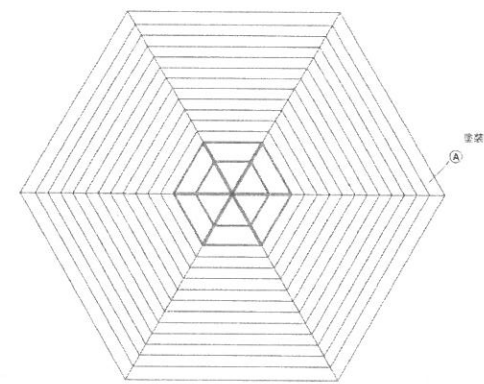
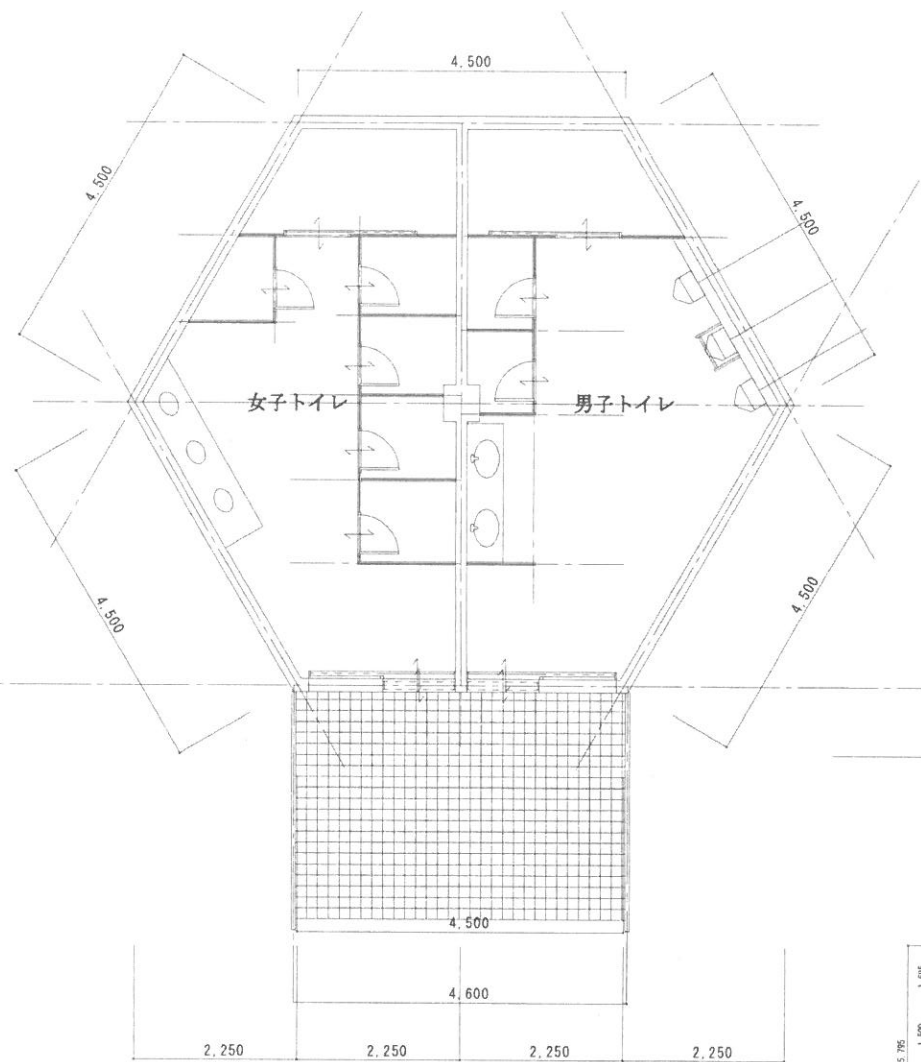
# 改修図

| 記号  | 仕上                                                    | (B) | 床板厚15<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA種<br>コンクリート打放し 改修: 塗装 (7929421-1)<br>下地処理: 高圧洗浄・ホントOGC・着地こしらえ | (D) | 床板厚15<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA種 | (H) |  |
|-----|-------------------------------------------------------|-----|--------------------------------------------------------------------------------------------|-----|--------------------------------|-----|--|
| (A) | 瓦葺屋 (ガリバリウム鋼板厚0.4)<br>改修: 塗装3層ポリウレタン樹脂塗料 B種 下地処理: RA種 | (C) |                                                                                            |     |                                |     |  |



# 改修図

| 記号  | 仕上                                            | (B)                              | (D)                                     | (F)                               | (H) |
|-----|-----------------------------------------------|----------------------------------|-----------------------------------------|-----------------------------------|-----|
| (A) | 瓦葺き (ガリバリウム鋼板厚 0.4)<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA1F | 米松厚 15<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA1F | 杉板厚 16.5 厚 15<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA1F | コンクリート打放し 磨水材塗布                   |     |
| (C) | 杉板 半割丸太幅 16.5 厚 3.8<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA1F |                                  | アルミ水切厚 2.0 電解着色                         | 手覆: ヒノキ<br>改修: 塗装 (RP) 下地処理: RA1F |     |



## 改修図

[illegible]

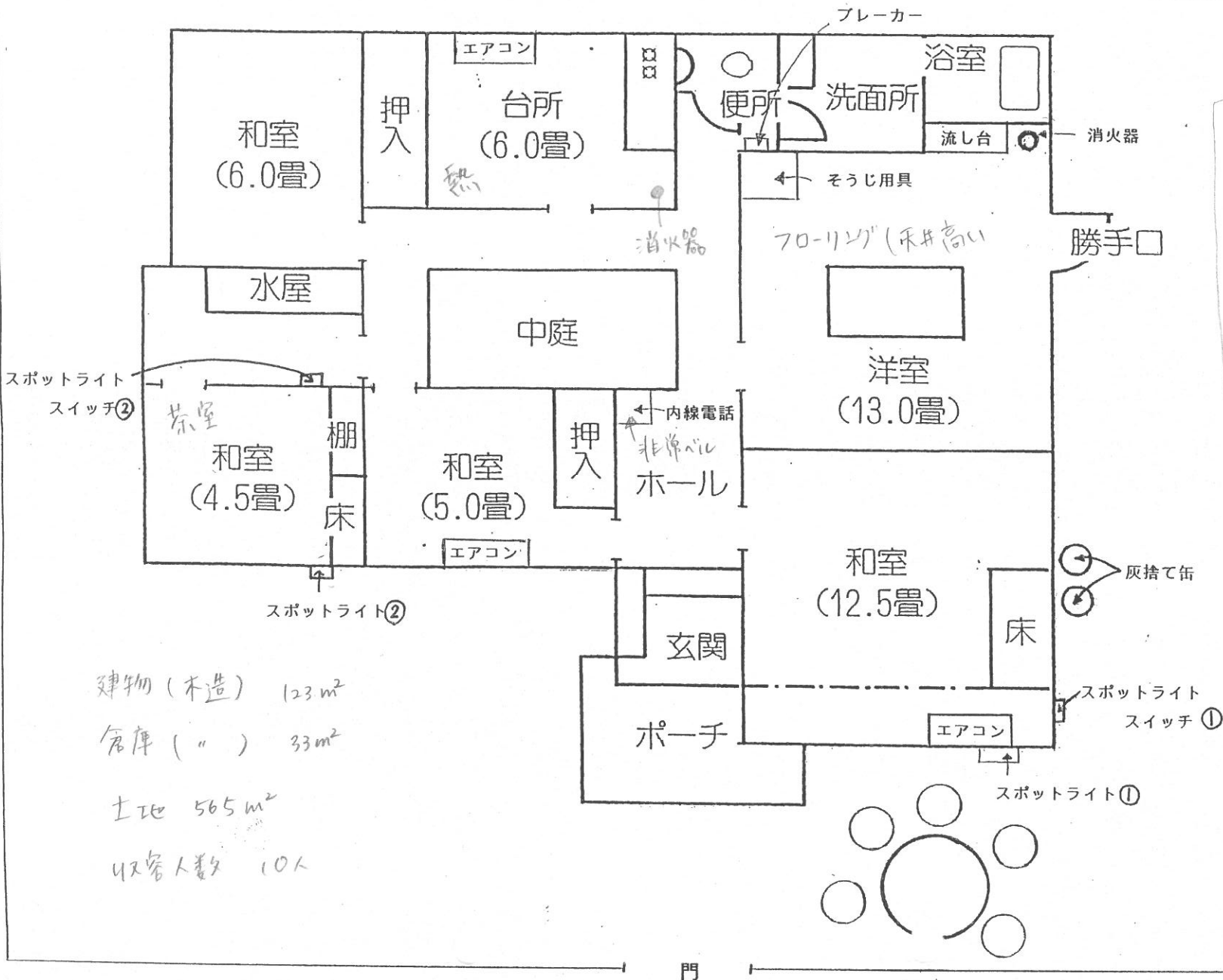
|     |                       |
|-----|-----------------------|
| 工事名 | 宇治市総合野外活動センター改修 工事設計図 |
| 図面名 | 屋外便所 平面図 立面図          |

圖書分類號



# 山の家間取り

倉庫



建物 (木造) 123 m<sup>2</sup>

倉庫 ( " ) 33 m<sup>2</sup>

土地 565 m<sup>2</sup>

収容人数 10人

屋外トイレ  
女  
男

門



宇治市グラウンド・ゴルフ場計画平面図

